

福祉環境委員会記録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和8年5月18日（月）午前10時0分～午後3時13分 |
| 2. 会議の場所 | 第2委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（環境局）

1. 報告 令和9年度国家予算に対する提案・要望について（関係分）

（福祉局）

1. 陳情第194号 「神戸市市民後見人候補者等登録要綱」第3条(9)の改正に関する陳情
2. 報告 令和9年度国家予算に対する提案・要望について（関係分）

（健康局）

1. 報告 令和9年度国家予算に対する提案・要望について（関係分）

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	前田 あきら			
副委員長	浅井 美佳			
委員	宮田 公子	味口 としゆき	外海 開三	高橋 としえ
	岡田 ゆうじ	植中 雅子	川内 清尚	堂下 豊史

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（前田あきら） ただいまから福祉環境委員会を開会いたします。

本日は、陳情の審査及び報告の聴取のためお集まりいただいた次第であります。

最初に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、公明党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん及び新しい自民党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（前田あきら） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日審査いたします陳情第194号につきましては、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、福祉局審査の冒頭に口頭陳述を受けることにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（前田あきら） それでは、さよう決定いたしました。

次に、令和9年度国家予算に対する提案・要望につきましては、去る5月11日の常任委員長会議において当局から報告を受けました。このうち本委員会所管分については、この後、関係局から報告を聴取いたしますので、内容の説明は省略させていただきます。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（環境局）

○委員長（前田あきら） これより、環境局関係の審査を行います。

それでは、報告事項1件について、当局の報告を求めます。

○柏木環境局長 どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼します。

○委員長（前田あきら） よろしく申し上げます。

○柏木環境局長 それでは、報告第1、令和9年度国家予算に対する提案・要望のうち、環境局所管分について御説明申し上げます。

福祉環境委員会資料の4ページを御覧ください。

重点項目5. グリーントランスフォーメーションの推進のうち、5－1. カーボンニュートラルの推進の2)水素エネルギーの利用促進として、水素エネルギーを活用する事業者に対する財政支援の拡充、水素モビリティや水素ステーションに対する財政支援の拡充を、3)水素エネルギー産業の振興として、水素関連製品の社会実装に向けた支援を、4)電動車の普及促進として、充電インフラ整備に対する財政支援の拡充を、それぞれ要望しております。

5ページを御覧ください。

重点項目6. 安全・安心なまちづくりの推進のうち、6－1. 国土強靱化による安全・安心の確保の3)土砂災害・水害対策に対する事業費の確保及び財政支援の拡充として、災害等廃棄物処理事業費に対する財政支援の拡充を要望しております。

6ページを御覧ください。

6－2. くらしの安全・安心を守る取組の推進の5)水環境保全対策の推進として、有機フッ

素化合物——P F A Sに対する総合的取組の推進を要望しております。

8ページを御覧ください。

その他項目3. 安全・安心なまちづくりの推進の3)生態系被害等防止対策の強化として、ニホンジカ、ツキノワグマの侵入・定着防止策への支援、特定外来生物対策の強化を要望しております。

以上、報告1件について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前田あきら） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

報告事項、令和9年度国庫予算に対する提案・要望のうち、環境局関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） では、この際、環境局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） ごみ袋について、いろいろ市民の皆さんから意見が寄せられています。

特に、コープさんなんかで購入は2袋というか2セットまでとかいうのがあって、アメリカによるイラン攻撃の影響とか、それからごみ袋がなくなったらどうなるという、こういう不安の声が私のところにも寄せられています。現状どういう状況にあるか、まずお示しいただけますか。

○近藤環境局副局長 指定袋なんですけれども、神戸市の家庭系の指定ごみ袋は市が主要デザインを定めまして、製造を承認した事業者それぞれ製造・販売をいただく、単純指定袋制度を導入しております。現在、25者の事業者の製造を承認しているところでございます。

昨今の中東情勢を受けまして、4月以降、製造事業者及び販売店舗へのヒアリングを、適宜実施をまいっております。製造事業者によりますと、例年と同程度以上の製造が継続されておりまして、また販売店舗からも、タイミングによっては一時品切れとなっている場合もありますが入荷できない状況ではないと、このように聞いてございます。

お示しいただきましたコープにつきましても、最大限の商品調達に取り組んでおり、現時点では前年を上回る入荷数を確保できているが、1人当たりの購入点数が増加し、配送のタイミングによっては欠品や品薄が発生しているため、より多くの方に御購入いただけるよう数量の制限に御協力いただいている、このように聞いてございます。

○委員（味口としゆき） 現状、安心だということだと思えます。それで、ただ懸念されるのは、今のホルムズ海峡の封鎖とかいうことが本当に続けば——これはもう本当に戦争を終わらせるということが、もう大前提の問題だと我々は考えていますが、今後、何ていうのかな、指定ごみ袋が作れなくなるとか、そういう事態になった場合のことも、市民に安心を与える上でも、何らかの発信が僕は要るんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたり、いかがでしょう。

○近藤環境局副局長 他都市において、一部で指定袋以外でごみ袋の排出を認めている自治体があることにつきましては承知をしております。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、神戸市では、25事業者に対して製造を承諾しておりますので、今の現状を申し上げますと、事業者からは、例年と同程度の製造ができていることから、直ちに指定袋以外の使用を認めることは、現状では考えてございません。

御指摘のとおり、今の現状を冷静に行動していただくためには、的確な情報を御提供することが必要と考えてございますので、神戸市のホームページにおいて、今申し上げました例年と同程

度の製造・販売が継続されていること及び、御購入の際は通常使用される分量を目安に御購入いただくよう案内し、冷静な対応を求めているところでございます。

○委員（味口としゆき） だから、もう現状はそれで僕は全然いいと思っているんですよ。ただ、今後のことを考えた場合、今後というか他の業種とかにも聞きますと、やっぱりビニール袋がなくなったとか石油関連商品がなくなったというのは、もう本当に深刻な実態になっているのは事実で、あるんだ、あるんだというのは、今はそれでいいとして、この状況が続いた場合に、やっぱり——例えば指定の袋でなくても回収しますよとか、衛生環境というかな、そういうのはやっぱりきちっと守りますからどうぞ安心してくださいということぐらいは、別に、今ホームページに載せるかどうかはともかくとして、見解を示しておく必要があるんじゃないかなと僕は思っているから質疑しているんですが、その点いかがですか。

○柏木環境局長 将来、もう袋が手に入らないという、そういう緊急事態が生じた場合、そういう対応として、指定袋以外で排出を認めていくと——当然、そういった状況になれば、将来的にはそうせざるを得ないですし、そうしていくと思いますが、ただ、今現在においてそういう状況ではないですし、近々にそういう状況が生じるだろうという、今現在は、そうは考えていないという状況です。

○委員（味口としゆき） その答弁が大事だと、僕も思います。

それで、ただですね、ちょっと僕、昨日の夜、質問を考えよって、では指定袋以外のビニール袋もなくなるということも、考えなあかんときが来るかもしれないじゃないですか。そんな場合は僕、どうしたらいいんかなってちょっと思ったんですが、ちょっと見解をお持ちだったら示してもらえますか。

○近藤環境局副局長 先ほど局長が御答弁申し上げましたとおり、指定袋は、今申し上げた対応でございます。今後、将来起こり得るナフサの影響が全国、全世界に及びまして、それ由来のポリエチレンが市場に出回らなくなった、その全世界的規模な状況の部分につきましては、今現状、想定をしてございませんので、まずは我々が指定袋を想定して発出させていただいておりますので、まずは、それに限った形での対応をさせていただければと思います。

○委員（味口としゆき） 分かりました。あまり禅問答みたいなことをやっていても仕方がないとは思いますが、やっぱり市民の中からは、さっきの話ね——指定袋がなくてもどんな袋でもいいし、これはもう、きちっと担保できるんだというところが大事なかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点だけ、ちょっと議案外で聞きたかったのは、製品プラスチックの業者の選定が進んでいるというふうに聞いているんですが、今の進捗状況をまずお示しいただけますか。

○三川環境局副局長 プラスチック資源の一括収集及び再商品化につきましては、2030年4月からの実施に向けまして、今年1月に連携可能な事業者を募集いたしまして、3月に大栄環境株式会社を連携事業者として決定したところでございます。その上で、つい先日、14日——先週になりますけれども、プラスチック資源の再商品化実施に係る連携協定書を締結したところでございます。

○委員（味口としゆき） これ、どれぐらいのというか、ちょっと聞きたかったことは、さっきの中東情勢との関係もあって、やっぱりプラスチック製品のリサイクルというのは急ぐべきかなというふうに思っているんで、全体のスケジュール感というのをちょっとお示しいただけますか。

○三川環境局副局長 先ほどもちょっと御答弁申し上げましたけれども、今、大栄環境さんとの間

でお話しさせていただいているのが、2030年4月からの実施というところでございます。それに当たりまして、協定書に基づきまして大栄環境と連携・調整しながら、まずは市内の一部地域でのモデルでの一括収集であったり、市民向けのプラスチック資源の出し方ルールの啓発等に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○委員（味口としゆき） 承知しました。

地域でのモデル実施なんかも含めて、そこでの状況で前倒しできるのであれば、どんどん前倒してやっていただきたいなと要望して、終わります。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

○委員（外海開三） すみません、今、味口委員のほうから家庭系ごみ袋について質疑があったので、併せて確認させていただきたいんですけど、事業系ごみ指定袋のほうの、今の状況を教えてくださいませんか。

○中西環境局副局長 事業系指定袋につきましても、現在、製造事業者からは、現状必要とする原材料を確保できるというふうな見込みであるというふうに聞いているところでございまして、それに加えまして、本市としましても一定の在庫数を今、確保していることから、買い占めなどが行われない限りは、直ちに品薄とか品切れという状況になるとは考えていないという状況でございます。

また、事業系指定袋を販売している取扱店からも、現状、遅延等なく納品されている状況であるというふうに聞いています。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） 他に御質疑がなければ、環境局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。それではここで、次の福祉局が入室するまでの間、休憩といたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開したいと存じますので、御了承願います。

（午前10時14分休憩）

（午前10時21分再開）

（福祉局）

○委員長（前田あきら） ただいまから福祉環境委員会を再開いたします。

これより、福祉局関係の審査を行います。

最初に口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、陳情第194号について、口頭陳述を聴取いたします。

岡本さん、前へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 すみません。尼崎市からやってまいりました、岡本雅司です。よろしくお願いします。

今日はこんな場を設けていただいて、本当に感謝しています。ありがとうございます。

今回は、神戸市市民後見人候補者等登録要綱の登録資格の中にある、後見人等を受任している

団体に所属し、後見業務に関わっていないことという欠格事項、これに該当すると市民後見人になれないという、この事項の削除をお願いしたく、やってまいりました。

私は神戸のNPOで、今、成年後見人の仕事をしています。しかし、活動メンバーの高齢化によって、後見人の支援候補者の不足に悩まされています。一方、神戸市は毎年、研修を通して市民後見人候補者を養成されています。そして現在、約100名が後見人候補者として登録されているとのことですが、そのうち実際に活動されているのは20～30人だというふうに聞いています。要は、余っているんですね。せっかく研修を受けたにもかかわらず、もったいないと思います。にもかかわらず、要綱の欠格事項の定めにより、候補者の方には、私の団体の活動メンバーになっていただくことができません。本人がやりたくても、やりたくなくてもそうです。

それと、もう1つすごいことがあるのは、それに関係して、私の団体の活動メンバーは、神戸市の市民後見人養成研修にすら参加できないんです。神戸市民であるにもかかわらずですよ。だからこの2つの意味において、なぜ排除されるのかということが疑問でなりません。

社会福祉の一丁目一番地——先生方に言うのも大変心苦しいんですが——は、やっぱり地域共生社会ですね。市民が市民を助ける、みんなを支える助け合いの精神、誰もが社会の中で排除されることのないソーシャルインクルージョンこそが、この、何ていうかな、社会福祉の理念だと思います。この欠格事由は、明らかに反していると思います。

もう1つ大事なことは、神戸市の福祉計画2030、この春に新たに5年計画が出ましたけれども、あそこにこう書いてあります。「地域生活・地域福祉を支える各主体は、その活動や連携の隙間をつくらないこと、役割の偏りを防ぐこと、そして、そのつながりをさらに強めていくことが必要です。」と。

その各主体の中にも、NPOとボランティアも入っているんですよ。明確に書かれているんですよ。それにもかかわらず、何で排除されなければいけないのか。これは、神戸市民にとっても不幸だと思います。要綱が正しいかどうかというよりも、別に要綱は、もう皆さん方に言うまでもないですが憲法ではないので、必要に応じて変えていけばいいと思うんですよ。これは10年間ほど見直しがなされていない——市民後見人養成研修が始まってから——というふうに聞いていますので、ぜひ、この欠格事項の削除というか、をお願いしたいと思います。

以上ですが、先生方の良識のある審議といいますか、神戸市民にとってどちらがいいのかという、その視点から御議論をいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（前田あきら） どうも御苦労さまでした。

それでは、陳情1件、報告事項1件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○八乙女福祉局長 おはようございます。福祉局です。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明いたします。

それでは、報告1件、陳情1件につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、令和9年度国家予算に対する提案・要望のうち、福祉局関係分につきまして御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。原油価格・物価高騰対策でございます。

5ページに移りまして、要望項目1. 市民生活・市内事業者等を守る取組への支援でございますが、1)市民生活の維持に対する支援といたしまして、医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援を要望しております。

6 ページを御覧ください。地域区分の見直しでございます。

7 ページに移りまして、要望項目 1. 地域区分の見直しでございますが、1) 今後の賃金水準や処遇改善を踏まえた地域区分の見直しといたしまして、福祉人材の確保・定着に向けた水準の設定を要望しております。

8 ページを御覧ください。重点項目でございます。

9 ページに移りまして、要望項目 8-1. 保健・福祉・医療の充実でございますが、2) 福祉人材確保の推進といたしまして、福祉人材の確保、離職防止のための適切な報酬設定を要望しております。

3) 障害者自立支援給付に対する必要な財政支援といたしまして、訪問系サービスに係る地方自治体の超過負担の解消を要望しております。

4) 単身世帯の急増に伴う遺留金に関する制度構築といたしまして、地方自治体による遺留金の柔軟な活用を要望しております。

その他項目につきましては、11 ページ以降に記載しております。

続きまして、陳情第194号神戸市市民後見人候補者等登録要綱第3条(9)の改正に関する陳情の件につきまして御説明申し上げます。

成年後見制度とは、判断能力が十分でなくなり、契約や財産を管理することが難しくなった方が安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、生活を支援する制度です。

成年後見人には、本人のためにどのような支援・保護が必要なのかの事情に応じ、最も適任である者を家庭裁判所が選びます。具体的には、1、本人の親族のほか、2、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職、3、権利擁護や福祉・法律の知識・技術を有する団体・法人、4、市民後見人のいずれかが選任されます。

このうち市民後見人は、弁護士・司法書士・社会福祉士などの資格を持たない親族以外の市民による成年後見人等であり、老人福祉法及び障害者総合支援法に基づき、市町村が養成に取り組んでいます。

本市におきましては、神戸市市民後見人候補者の養成研修を実施しており、修了した者を市民後見人候補として登録しております。候補者は、家庭裁判所から選任されると、市民後見人として後見業務を行います。その際、神戸市社会福祉協議会が監督人に選任されています。

陳情事項 1. 神戸市市民後見人候補者等登録要綱第3条(9)の欠格事項から、後見人活動をしている団体の所属者を取り除くことについてですが、登録要綱第3条では、市民後見人候補者に登録するための資格を定めており、同条第9号後段にて、後見人等を受任している団体に所属し、後見業務に携わっていないことを登録資格の1つとしています。

本市における市民後見人の活動は、個人が行う地域福祉活動の一環と捉えており、活動報酬を前提としない点において、専門職や団体・法人による後見活動とは異なるところです。また、選任後、市社会福祉協議会が関係機関と連携しながら活動を支援することも、本市における市民後見人活動の特徴の1つです。

市民後見人は、第三者の契約行為や財産管理を行う、非常に重要な役割を担っています。また、後見人活動以外にも、成年後見制度の利用手続相談員として市民相談を行うほか、成年後見支援センターが実施する広報活動に参加するなど、制度の利用促進についても重要な役割を果たしています。これらの役割に注力いただくためには、他団体での活動を並行して行うことは難しいと考えており、要綱の変更は考えておりません。

なお、市民後見人候補者に登録されている方が他の団体での活動を希望される場合には、登録を辞退することで、他の団体に所属し、後見活動を行うことが可能となっております。

次に、陳情事項２．市民後見人候補者養成講座の応募資格の欠格事項から、後見人活動をしている団体の所属者を取り除くことについてですが、市民後見人候補者養成講座の募集要項では、応募資格を定めており、応募資格の１つを、後見人活動をしている団体に所属し、後見業務に携わっていない方としています。

本市の市民後見人候補者養成研修は、専門的な知識を持たない人を、市民後見人として個人で後見活動が実施できる水準に養成することを目的としており、養成段階の市民を受講の対象としております。団体に所属し、後見業務に携わっている方については、既に後見活動の知見を習得し活動されており、実務段階にあることから、養成研修への応募の対象外としているもので、養成研修の募集要項の変更は考えておりません。

なお、本市では、成年後見制度利用促進法の趣旨も踏まえ、団体の所属者にも参加いただけるセミナーや情報交換会を開催し、後見活動実施団体への支援を行っています。

以上、報告１件、陳情１件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前田あきら） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、陳情第194号について、御質疑はございませんか。

○委員（岡田ゆうじ） 今回、神戸市民の方じゃないんですけど、こういう陳情を神戸市会に届けていただいたのは、我々も本当に盲点だったところもありますし、大変意義深い、ありがたいことだなと思いました。

非常にいろいろ細かい問題がたくさんあって、まず初めに、少しずつ言っていくんですが、この登録要綱の第３条の９号が今問題になっていて、第３条というのは、陳情者の方は欠格事項、欠格事項とおっしゃったんですけど、これは資格要件でして、ここに載っている人が登録されますよという意味で書いてあるんですな。

陳情者さんが欠格事項とおっしゃっちゃったのが分かるぐらい、非常に何か日本語として難解というか、日本語として破綻している表現が——特に９号がそうなんですけど、後見人等を受任している団体に所属し、後見業務に関わっていないことが資格要件だというんですね。だから普通に読めば、団体に所属していないと駄目だと。団体に所属していて後見業務をしていない人がその対象だと、普通の日本語では読めるわけです。

だけど今、陳情でお越しになった人がるおっしゃったとおり、受任している団体に所属していたら、もう駄目なんだと。受任している団体に所属していて、後見業務に関わっていないということが条件だというんじゃないくて、ここに書いてあるのは、もう団体に所属していることが駄目なんだという日本語の理解で、まず、よろしいか。

○黒田福祉局副局長 まず、要綱第３条についての御質問です。

本市における市民後見人の養成につきましては、本市で市民後見人として活動できる方を養成する目的で実施しておるところです。先ほど答弁のほうにもありましたとおり、市民後見人の団体のほうの方につきましては、既に裁判所から後見人として選任されるような実績も持ち合わせていることから、既に知見を有しておるところで考えております。そのことから、研修の対象とはしておらないということになってございます。

○委員（岡田ゆうじ） 研修のみならず、登録要綱もそうなっているんですけれども、もう1回聞きますと、後見人等を受任している団体に所属していたら、後見業務に関わっていてもいなくても、要は資格対象とならないということですか——今の答弁、最初の八乙女局長の説明も踏まえれば。そこが今、一番大事なんです。

○黒田福祉局副局長 御指摘のとおりでございます。

○委員（岡田ゆうじ） ではまず、少なくとも3条の9号は修文をしないといけない。まず、その点に関しては間違いなく修正をしないといけない。

では、もう1つ聞きますけど、後見人等を受任している団体に所属していないけど後見業務に関わっている人は、登録の対象になるのか、ならないのか。

○黒田福祉局副局長 まず、登録の要件におきましては、本市の養成研修を受講しておる者というふうに定めております。一方で、養成研修を受講する対象としましては、繰り返しにはなりますけれども、全く後見の知識がない方を一から養成する方を、そもそも対象としておりますので、今御指摘のありましたとおり、既に後見に携わっておられる方というのが研修の対象とはなりませんので、そういう意味では、研修の対象にもなりませんし、名簿の対象にもならないということになってございます。

○委員（岡田ゆうじ） だから、ここには二重の条件で、後見人等を受任している団体に所属し、後見業務に関わっていないこととあるけど、今聞いたところだと、これは別に二重の、アンドの条件ではなくて、後見業務に関わっていたら駄目だし、後見人等を受任している団体に所属していたら後見業務をやっていないでも駄目だということを、今、答弁でおっしゃったわけです。

では何で、後見業務に関わっていないのに、その団体に所属しているというだけで、登録の要件——研修からも漏れるんですけれども——その資格を失うのか。それについて、もう1度答弁いただけますか。後見業務をしていないのに、何で後見人等を受任している団体に所属しているだけで、養成すら受けられないのか。

○黒田福祉局副局長 繰り返しになってしまいますけれども、登録団体に所属しておるところで言いますと、その団体なりその法人が、後見を受けるための知見を既に取得していると——個人としては研修等をまだ実際には受けておらないということがあろうかとは思いますが、その法人なり、知見のある団体に所属しておるところで、同等の取扱いをしておるところでございます。

○委員（岡田ゆうじ） 今、答弁の中で2種類のことをおっしゃって、団体に所属していても、例えば昨日入ったばかりの人かもしれないからね。だから、十分な知見を得ていないかもしれないということも、今答弁でおっしゃった。だけど、それは団体で受けることが恐らく可能だから、そっちで受けたらいいんじゃないかということをおっしゃった。

まず本質的に、団体で研修を受けられるということと、税金でやっているこの養成講座から排除するということは、全くの別問題です。団体で研修を受けられるから、我々の税金サービスから排除させてもらうというのは、多分それは、もし裁判とかになったら全く通らないし、それはもうちょっとよい答弁を用意すべきだったと思います。

では、仮にですよ、仮に養成講座の研修をしている団体に所属していたらそうかもしれないけど、だけどその要綱の中では、今、3条の9号の前段で、後見人等養成研修を実施している団体または、と書いてある。だから、後見人等の養成研修を実施している団体と、後見人等を受任している団体と、この要綱の中では2種類の団体を設定しているわけ。

今、副局長は、研修を実施しているからいいでしょうとおっしゃったけど、それは前段の話であって、後段は必ずしも養成研修を実施している団体とは言えないというか、法律でまたはと書いたら、そうじゃない団体のことを指しているわけです。だから、後見人養成研修を実施している団体または後見人等を受任している団体と書いてあるんだから、常識的に考えて、この後段の、後見人を受任している団体というのは、養成研修を行っていない団体のことなんです、常識的に。

だから今の答弁は、二重の意味で全くナンセンスなんですね。養成研修をやっているのだから受けたらいいというけど、いやいや、そういう団体じゃないということを、9号を見る限りでは言っているし、もう1回言わせてもらえば、いや、養成研修をやっているからといって、受けさせたったらええやないかと、税金でやってんだから、何でそんな意地悪するんだと言われたときにどう答えるのか。もう1度。

○八乙女福祉局長 ありがとうございます。

養成研修と候補者の登録ということで2つ入りますので、なかなか難しい部分があるかと思うんですけども、私どもとしましては、養成研修に関しましては神戸市の市民後見人を養成するという点で、後見の知識のない方を——いわゆる何も知識のない方を養成するということで、研修をしていることがまず1点でございます。

候補者につきましては、養成研修を受けたことというのは前提にはなっているんですけども、既に市民団体に属されて活動されているというところにつきましては、一定の知識を持たれている方であるということが前提であるということと、それから法人の中で、法人後見という形で関わっていただいていることが多いというふうな認識をしているんですけども、法人後見の一メンバーとして、お一人だけで後見をされているんじゃなくて、法人として数名の関わり、グループの中でチームとして関わっていただいている、活動をしているということの中で、いわゆる養成段階ではないというところの考え方に基づいて、研修を受けていただくことはできないし、ということが、研修についてはまず1点と、候補者につきましては、団体としての法人後見の業務と神戸市の市民後見人の活動を両方やっていただくというところが、やはり負担が大きいというところで、神戸市の市民後見人の活動については、先ほど説明させていただきましたように、後見人活動だけではなくて相談員であったり、広報活動というような形だったり、複数の業務のお願いをしているところでありますので、できるだけそこに専念していただきたいということでお願いをしているものであります。

繰り返しになりますけれども、スキルアップであるというところの研修につきましては、連絡会であったりスキルアップの研修ということを、法人の皆さんの状況も伺いながら努めていきますので、そちらのほうの情報に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） これをやりながらほかのことはできないということですけども、例えば名古屋市なんかは、市民後見人候補者バンク登録基準というのがあって、養成研修を修了している、時間がある、基礎的な知識と熱意がある、定期的な研修が受けられる、任意後見契約時に受任者や任意後見人になっていない、それで70歳以下である、それで民法847条の欠格事項ではないということだけなんですね。

広島市もそうです。政令市を全部見ていったわけじゃないけど、市民後見人登録の基準で、この、いや、僕らのライバルになるようなところに所属しているやつは受けられませんよみたいなことを書いていない、例えば名古屋市とか広島市とか、一般市町村に行ったらたくさんあるわけ

ですけれども、そういうところは違うんだらう、神戸市と。神戸市の市民というのは、そんなに同時に2つのことができないぐらい能力が低いのか、名古屋市民や広島市民というのは能力が高いのか。

同じ仕事で、片や同時に2つのことをやってもらっちゃできないから駄目だと神戸市は言っているけれども、名古屋市民や広島市民というのは、そんなに我々と比べて能力が高いんだらうか。例えば民生委員として登録しながら市民後見人をやるというのは、可能ですよね。70歳以下として、局もおっしゃったとおり、基本、報酬を前提としていないんです。だから相当程度、現役世代にも対象を置いているんです、70歳以下にしているから。

会社で仕事をしながら、活動報酬を前提としないこういう活動に参加してもらいたいというのが、今の局の大方針なんです。働きながらやってもらわなければならないことが、その特定の団体に所属しながらやる二手間では、とてもできない。そんなに皆さんが想定しているこの団体というのは、民生委員とか一般の仕事よりも、とても忙しい話なのか、もう手いっぱいになっちゃうような話なのか。今日御本人が来られているから聞いてもいいんですけども——まあ聞けないけど。

神戸市のその、いや、団体でやってもらったら、ほかのことはもう、それは無理ですよというのは、名古屋や広島の例を見てもそうだし、いわゆる仕事と兼務しながらやってもらうという前提から見ても、論理として成り立たないんじゃないかと思うんですが、見解を伺います。

○黒田福祉局副局長 今御指摘いただいたとおり、市民後見人の候補者の方につきましては、そもそも地域貢献への熱意の高い方が多く存在してございます。具体的には、先ほど御紹介のあったような地域の活動もそうですし、聞くところによると御自身の家族の状況とか、もろもろ、いろいろ忙しい中でも、市民後見活動をしたいというところでございます。

本市におきましては、市民後見活動そのもの——候補者の活動そのものの中に、制度説明であったり広報活動というようなプラスの活動を加えておりますし、また、打合せであったり資料作成等にも時間を割いておるのが実態になってございます。

繰り返しですけれども、本来、市民後見活動を本来の活動とするところを、他団体で、特に後見活動が重複するようなことで過度な負担につながるというところには一定配慮が必要ということで、その他の地域活動とは区別しておるところですけれども、いずれにしても、負担が大きくならないようにというところで考えておるところでございます。

○委員（岡田ゆうじ） 仕事をしながらやっていただいても構いません、民生委員とかほかの自治会長を、もちろんやりながらやっても構いません。だけど、そういう団体に所属していたら負担が大き過ぎますよね、できないでしょうというのが、論理的に破綻していると思います。

神戸市が何でこだわっているのかも、大体雰囲気としてはよく分かるわけです。要は、団体としては報酬ありでやっていて、今、局長も最初の説明であったとおり、市民後見人は活動報酬を前提としない、その地域福祉活動であると、市民福祉活動であるというふうにこだわって、二分をしているわけですね。だから説明の一番最初に、活動報酬を前提としない、専門職、団体・法人後見とは異なるから、混じってもらっちゃ困るということをおっしゃっているんです。

だけど、民法第862条は、法定後見なり市民後見における報酬は家庭裁判所が決定するということを、今、局長の説明の中にもありましたけど、家庭裁判所が決めるんですね。だからどれぐらい大変なのか、報酬なしで、ボランティアで地域福祉活動でやるべきようなものなのかを含めて、家庭裁判所が、任免も含めて一切の権限を持つとるんです。

だから、いや、神戸市の市民福祉活動は、市民後見はこうですと。いや、家庭裁判所がどう言

おうと、うちはボランティアの神戸方式なんですと言ったところで、それはしょせん、民法862条等に対するチャレンジに過ぎなくてですね、そんな、神戸市さんが勝手に自治体の立場で決めてもらったら困りますって言わないけど、言ったら終わりなんです。家庭裁判所の権限があるんだから。

だから、報酬が発生するか否かは神戸市のポリシーによるものではなくて、家庭裁判所がその事案も含めて判断するものだから、活動報酬を前提としないものだから法人後見はお断りしていると、排除していると。神戸市のスキームなりポリシーが汚れるからというのは、もともとこの民法の立てつけからおかしいと思うんですけれども、それについてどうでしょう。活動報酬を前提としないということをしごく強調、強きを置いておられますけど。

○八乙女福祉局長 ちょっと専門的な話になってきていますけれども、おっしゃるとおりで、報酬をいただくかいただけないかということは、その被後見人の方の収入状況によって、家庭裁判所が判断して決定するということになっておりますので、神戸市が取る・取らない、頂く・頂かないということではなく、基本的には報酬を頂くことが難しい方を、家庭裁判所から市民後見人の御指名をいただいているという方になりますので、私たちは決してその法人後見そのもの自体を否定していることではありませんし、事案によっては社会福祉協議会が法人後見をするということもあり得るということにはなりますので、決して——一線を引いているというか、法人後見をされている団体と市民後見人というところについては連携をしながらやっていく、お互いに高め合っていくというところが必要だと思うんですけれども、決して否定をしているものではないということは御理解いただきたいと思います。

○委員（岡田ゆうじ） 一緒にやっていって、連携すべきなら一緒にやってほしいんです。ぜひ、一緒にやってほしいんです。

厚生労働省も、成年後見制度促進基本計画において、担い手、質・量ともに拡充を求めている、地域連携ネットワークの構築においては、神戸市の外郭団体だけでなく、自治体の外郭団体だけでなく、多様なNPOや市民活動団体との連携を求めているんです。

何でかという、今、市民後見の成り手が少なく、ボリュームが少なく、今局長がおっしゃったように、さむらい——司法書士とか弁護士とか、いわゆるプロフェッションに頼むだけの余力もなければそこまでの財産もないような方を、もともと救おうということで市民後見人制度になったんだけど、今おっしゃったみたいに、活動報酬もないことがある程度想定されるようなケースも多いから、だから市民後見人、なかなかやろうと思っても、150万人都市・神戸市でも、実際に登録しているのは100人とかですね。それで、その中で稼働しているのは何十人という世界なんです。

だから、ちょっとでも担い手を増やしてほしいと、ちょっとでもその参画する人を増やしてほしいという中で、国も基本計画を立てて、このたび改定をして、どんどん人を呼び集めてくださいということをやっているんです。

だから養成研修講座に限って言えば、いわゆる今日問題になっているような団体さんを排除している政令市はほとんどないんです、市町村もほとんどないんです。候補者登録に関しては、横浜市さんとか大阪市さんとか、都会で人口が多いところはやっぱりいろんな団体がありますから、だからちょっと登録に関してはお断りさせてもらっているという、神戸に似た制度のところはあるんですけど、養成講座に関してまで排除しているというのが、やっぱり少数なんです。

だから、この実務段階にある人は教える人がないというけれども、神戸市は社協を中心とした

独自のやり方をやっているんでしょう。それだったら実務能力がある人、各市で違う、神戸市だったら神戸市のこういうルールにのっとって、即戦力になってもらったらいいんです。既にあなたは十分知恵があるから排除するというのは、それはナンセンスな話であって、今これだけ市民後見が足りないのに、あなたは勉強を既にしちゃったから駄目ですというのは、ナンセンスな話ですよ。

大阪や尼崎やほかの自治体で経験がある人が、神戸市の神戸市ルールというのがありますわな。今おっしゃったように、社協を中心としたルールで神戸市はやっているんです、それが特徴ですとおっしゃったんだから、それはほかの自治体と違うんでしょう。十分に経験を持った人が、では神戸市で後見するときは、こういうことに気をつけたらいいんだなということを学んで、参画してもらったらいいじゃないですか。何でそれを排除しているのかが分からないというのが今日の陳情者の方の思いだし、私も率直に、もう神戸市の人じゃないから接点がないけど、だけど、話だけ聞いて純粹にそう思ったわけですよ、ほかの自治体でもそうなっているのにね。

あまり長くしゃべってもいけないけれども、まとめますけれども、一貫して、この多様な担い手の確保という国策との矛盾もあるし、団体に所属していたら、後見業務をやっていようとやってなかろうと駄目ですというのは、これはもう明確な憲法21条、要は結社の自由の違反であります。これは裁判をやったら絶対負けると思う。だって団体に所属していたら、後見業務をやっていようとやっていまいと、とにかく税金で主催しているサービスを受けられませんということを言っているわけだから、それを——裁判はやってこないでしょうけど、まともにやられたら勝てないと思いますよ。ある団体に所属しているだけでお断りということを言っているわけです。だから、みんなほかの自治体は、養成研修講座まではしんどいなと言っているわけですから。

また、経験者を排除することで、結果的に後見人不足が解決しないと、市民が制度を利用できない不利益をこうむってしまうわけでありまして。市民としては、どんどん利用したいわけですから。そして、市としてもどんどん増やしたいわけですから。

この陳情自体は、与党ガーディアンシステムじゃないけど、与党の皆さんは当局に不都合なものはみんな却下しちゃうから通らないかもしれないけど、だけどここの陳情がどうのこうのというんじゃないで、今答弁の中で、これだけ矛盾というか苦しいところが生じたわけですし、少なくとも3条9号に関しては、日本語としておかしいと。アンド条件を書いているけど実際は単一条件だったということですから、日本語の間違いもあるわけですから。

だから、候補者登録は検討していただきたいけれども、少なくとも養成研修に関しては、もうほかの自治体に倣って、神戸市だけが頑張って食いしばるんじゃないで、養成研修講座だけはせめて見直すべきなんじゃないかと思えますけど、最後に答弁を求めます。

○八乙女福祉局長　たくさん御項目をいただきましたので、5点説明させていただきます。

まず1点目は、他都市のお話を伺いまして、陳情書にも記載がありますように、私も改めまして陳情をいただきまして、他都市の状況というのを調べさせていただいたんですけれども、岡田委員おっしゃるとおり自治体によってばらつきがありまして、全国统一した、その養成の方法だったり研修だったり候補者の登録の仕方ということが、ばらつきがあるんだなというのはよく分かりました。

その中で、2点目につきましては、養成に関する数が足りないというお話なんですけれども、御指摘いただきましたように、高齢化がまだまだ進んでいくところの中で、成年後見の重要性が増していったって、専門職だけじゃなくて、専門職に加えて、やはり市民後見人を養成してい

くというのが必要であるということは、私たちも認識しております。

そのために社会福祉協議会のほうにお願いをして、養成をずっと続けてきているんですけども、先ほど陳述の中で余っているという御発言がありましたが、私たちは、余っている状態ではなくて、市民後見人と後見を必要とされている方とのマッチングというところについては非常に気を遣うところで、その方、その方の、市民後見人の方の状況であったり、被後見人の方の状況であるというところの中でマッチングをしながら進めていっているんで、実際に100人中、現在で後見活動をされている方は一部ではありますがけれども、やはり順番にお声をおかけして、調整、マッチングをさせていただくというところで行くと、ほかの活動も含めまして、私たちは足りていないという状況で考えております。

ですから神戸市としては、市民後見人の育成をどんどんしていくし、団体のほうでも養成をしていただきたいというところで、一緒になってやっていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

それから3点目に、団体をなぜ排除するのかというお話がございましたが、基本的には団体のほうで育成をしていただいているということが実態であるということ認識しているのと、併せて、今は後見活動をしていないけれども、当然、団体のメンバーであるということは、いつかは後見活動に参画いただくというところでもありますので、市民団体、NPOの団体と神戸市の社会福祉協議会のほうで、どちらも——先ほども言いました後見のマッチングの調整がなかなか簡単ではないというところであれば、やはり選任をしていただいて、できるだけ負担を軽減することが必要であるというふうに考えているということになります。

それから4点目は、スキルアップという観点にはなっていくんですけども、当然その養成というところと、その方自身のスキルを高めていく、市民後見人のスキルを高めて充実した後見活動ができるようにというところについては、神戸市全体の後見活動を高めていくということを私たちも考えておりますので、先ほど答弁させていただきましたように、市民団体の皆様に対してどのような支援ができるか、その充実につきましては、今後もフォローアップという点では考えていきたいと思っております。

最後、5点目になりますが、要綱の文章、養成研修応募要綱の文言が分かりにくいという御指摘に関しては、ちょっと分かりやすいように見直しを図りたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○委員（岡田ゆうじ） 最後に、ちょっと政治的な感覚から1点申し上げますと、今回の陳情で非常に心に留まったのは、3ページ目に、神戸市がこの成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を行う対象を、社会福祉協議会やその他の市の外郭団体に限定するのは、地域共生社会の動きに逆らうものと書いてあるんです。

ほかの市の市民の方から見ると——我々はもう麻痺しちゃっているから何とも思っていないわけですけど、神戸市の、自分たちの外郭団体だけで全部やりたいという、この神戸市独特のシステムというのは、やっぱり奇異に映っているんです。僕らは何とも思わないようになっちゃったけど。それは私、別のところで天下りの問題とか外郭団体が、神戸市は政令市の中で人口当たり一番多いんだと、大阪の倍ぐらいあるんだと、圧倒的な外郭団体天国だということを指摘していますが、この福祉の分野でも、やっぱりそれは、よそから見たら見えちゃうわけです。

何で、いや、自分たちのOBで、自分たちの外郭団体だけでやりますから、よそのあいつは来んといってください、私たちの仕事を取らんとってくださいと——これ以上天下りが受け入れられ

なくなっちゃうでしょうみたいな、そういうのりが、やっぱりよそから見たら奇異に映つとるんです。それが、我々が一番大事にすべきこの高齢者福祉の問題にまで直接的な影響を与えておるのであれば、やっぱりそれは問題ですから、今、一緒にやっていきたいということを十分おっしゃっていて、八乙女局長は恐らく、気持ちの面ではそういうことを持っていていただいていると思います。

だけどさっき言ったみたいに、大阪市や横浜市の例のようにいろんな事例があるから、そう簡単に、急に変えるというわけにもいかないというのも分かります。だけど今日の答弁を聞いていても、大分破綻して、矛盾しているなというところもありますから、重ねて言いますが、その第一歩として、せめて養成研修講座ぐらいは少しずつ見直すように。

それで文言がおかしい、文言が日本語としておかしいというのは明らかですから、それを見直してくれるというのはおっしゃっていただきましたので、ちょっとずつ、今回の提案を機に、陳情結果いかにかわらず、ちょっとずつ進めていっていただきたいと思います。終わります。

○委員長（前田あきら） 他に。

○委員（味口としゆき） 岡田さんの講座を受けまして、最後の社協論は全くうちとは違う考えだとは思いますが、制度はよく分かりました。

それで、やっぱりちょっと、あまりかたくなにしないでいいんじゃないかなという印象を持っているんですね。つまり、よく分かったのは、いわゆる市民後見人の範囲と団体の範囲というのはおのずと違うわけで、その団体に所属している人のボランティア精神で、市民後見人の仕事にも携わりたいということを含め。やっぱり、繰り返しになるかもしれないけど、市民後見人を増やしたいわけでしょう。だったら、そんなにかたくなになる必要は全くないなと僕も思いましたが、その点いかがですか。

○黒田福祉局副局長 おっしゃっていただいたとおり、市民後見人のほうを増やしたいというのは神戸市としても思っておるところで、団体に対しましてはこれまでも、スキルアップ目的でのセミナーであったり団体の方も御参加できるというセミナーであったり、情報交換会等を開催させていただいておるところです。

一方で、やはり後見活動の重要性であったり負担であったりというところを鑑みて、複数の後見を受けるようなところについては一定配慮が必要なのではないかなというところ、今のところ、このような運用をさせていただいておるところになってございます。

○委員（味口としゆき） だから、あまりここはこだわらないというか、よく分かったのは、やっぱり市民後見人がやる範囲の重要性もあるわけでしょう。つまり所得が少ないとかそういう、報酬なしでやれるわけですから。それでその団体に所属している人も、そこからお金をもらおうと思ってもお金をもらえないというスキームもよく分かりましたので、それは力を借りたらいと思うのはもう普通の話だと思うので、これはぜひ対応すべきかなと思っています。

それから養成講座の話も、先ほどの質疑でほぼ終わったんじゃないかなと僕も思っていて、まだ養成されていない段階の人を扱っているからというんですけどね。いや、そうじゃない人も団体にはいらっしゃるということで、当然、勉強してもらったらいじゃないですか。勉強していて実務的なことをやっている人でも、復習という言葉もあるように、勉強することは別に、門戸を全然閉ざす必要もないと思うんですけど、そんなに厳格にしなければならない理由ってあるんですか。

○黒田福祉局副局長 繰り返しにはなりますけれども、今の運用でございますけれども、後見活動

の負担というところを鑑みまして、並行して所属していただく、名簿に載せるということは、運用してはございません。（発言する者あり）

- 八乙女福祉局長** 繰り返しになりますけれども、成年後見促進基本法の趣旨に基づいて、当然のことながら社会福祉協議会——そのように見えるというお話がございましたが——社会福祉協議会が独占しているとか、抱え込んでいるわけではございませんで、民間の団体の皆さんの活動も尊重しながらそれをサポートしていくというのが、中核機関としての成年後見支援センターの役割というふうには認識をしておりますので、共にやっていくということで考えたところでございます。

御質問の養成研修につきましては、やはり冒頭に説明させていただきましたように、全く知識のない、活動歴のない方を新人から養成するという活動でさせていただいておりますので、一定の知識のある方、団体に所属している方については、ちょっと経験のある方と経験のない方が混じってやっていただくというのも1つの方法だとは思いますが、混じらない形でやってきているというのが実態でございます。

繰り返しになりますけれども、スキルアップ研修という形で養成研修の内容を抜粋して行ったり、成年後見制度については近年見直しも進んでおりますから、成年後見活動の近年の動向であったり、法改正の動きだったりというような基礎的なお話もセミナーの中で取り上げていきますので、そこについては、繰り返しになりますけれどもスキルアップ、団体支援につきましては充実を図っていくということで、検討していきたいというふうに思っております。

- 委員（味口としゆき）** 養成講座に団体に所属している人が参加すると、何か不都合とかあるんですか。いや、そんな何かわざわざ別に設けなくても、設けるのは設けるので充実したらいいじゃないですか。養成講座を受けたいって言っているわけでしょう。仕分をせなあかん特段の理由って、何かあるんですかね。いや、素朴に思うので、ちょっとお願いします。

- 黒田福祉局副局長** 養成研修の対象者は、こちらも繰り返しになりますが、本当に全く知識のない方を一から養成して、それを市民後見人候補者登録名簿に掲載して、神戸市の市民後見人として活動していただくことを前提として今取り扱っておりますので、結果的に養成研修を受講されて、もうあらかじめ神戸市の候補者としての活動を前提としない方につきましては、対象としていないということになっております。その中で、排除ということではありませんけれども、研修の対象としていないというのが実態でございます。

- 委員（味口としゆき）** 答弁を聞くと、本当に合理的な理由がないなというのは、もうよく分かりました。

終わりますけどね。与党だからという意見を岡田さんが言われたけど、うちは野党でね。別に神戸市としがらみありませんから、この陳情は本当に当然のことを言われているので、賛同したいなと思います。

以上です。

- 委員長（前田あきら）** 他に御質疑はございませんか。
（なし）

- 委員長（前田あきら）** 次に、報告事項、令和9年度国家予算に対する提案・要望のうち、福祉局関係分について、御質疑はございませんか。

- 委員（高橋としえ）** それでは、障害者等に対する保健福祉施策の充実の中で、報酬体系の簡素化による事務負担の軽減についてお伺いしたいと思います。

事業者の負担軽減を図る観点では、事業者指定時の負担軽減については、とても重要だと考えております。特に障害福祉サービスの事業者指定時における事業者の負担軽減及びチェック機能の担保について、どのように取り組んでおられるのかお伺いしたいと思います。

○小園福祉局副局長 障害サービスの指定時における事業者の負担軽減及びチェック機能の担保ということで御質問いただきました。

事業者の負担軽減という観点で言いますと、福祉人材の確保が課題とされている中、利用者へのサービスの提供に注力いただくために、また、人材確保の観点からも重要であると考えております。国においても同様の観点から、事業者が自治体に対して行う指定申請の際に使用する標準様式を定めておりまして、必要項目数を絞っているところでございます。これを受けて、本市においても本年4月より当様式を活用いたしまして、事業者の負担軽減を図っているところでございます。

また、本市独自の取組といたしまして、国基準や他都市の状況を踏まえまして、従来必須としてきた事前面談を希望制に移行したことをはじめ、指定申請における手続の簡素化、提出書類の削減、審査基準の明確化を図っているところでございます。

一方で、サービスの質の担保という意味で言いますと、行政が適切にチェック機能を発揮するということも重要でございます。国においては、近年、障害福祉サービス費が増加傾向にあることや、中には利用者の能力の向上に寄与しない不適切な運営を行っている事業者があるとの指摘を踏まえまして、質の高いサービス提供が行われるよう誘導する仕組みが不可欠であるといったしまして、各種のガイドラインを発出しているところでございます。本市におきましても、同ガイドラインに基づきまして、指定後に適切に運営ができるように、申請時の法人の財務諸表等のチェックの強化を図っているところでございます。

また、サービスの質の担保という観点では、サービス提供開始後に、実地で書類の点検や従業者等へのヒアリングを行い改善を指導する、いわゆる運営指導の取組も非常に重要であると考えているところでございます。事業者数が増加する中、限られた体制で適切に運営指導を実施するため、本市では、令和7年度から運営指導業務の一部を、障害に関しまして外部委託いたしまして、指導の頻度の確保を図っているところでございます。

なお、対象事業所の選定や事業所に対する改善通知など、指導権限が伴う部分につきましてはこれまでどおり本市職員が担うほか、不適切な運営やケアが疑われるような事業所、あるいは宿泊を伴う施設系のサービスに対する運営指導は、これまでどおり本市職員による運営指導を実施しておりまして、限られた体制の中で、効果的・効率的な運営指導を心がけているところでございます。引き続き、事業者の負担軽減及びチェック機能の担保を図ることで、利用者が安全・安心に必要なケアを受けられるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○委員（高橋としえ） ありがとうございます。詳細にお答えいただきましてありがとうございます。

障害福祉サービス事業所は全国的に増加してきておりまして、サービスの受皿が非常に増えていくということは大変重要であると考えておりますが、先ほど答弁にもありましたように、また一方では、支援内容が伴っていない、利用者支援より報酬確保が優先されているところが、ひょっとしたらあるかもしれない。また、工賃向上や自立支援につながっていないなど、量の拡大に質の担保が追いついていないという声も、ちらほらお聞きいたしております。

福祉は数ではなく、やはり、先ほどの御答弁の中にもありましたように、人生を支える非常に

重要なことをごさいます、質が大事でございます。本当に支援の必要な方に質の高いサービスが継続的に続く体制づくりを、さらに求めていきたいと思ひます。

先ほどから御答弁にもありましたが、チェック機能の強化、また実地の取組も、実際やっいていくとお聞きいたしました。監査体制については非常に細かくやっいてることを事前に聞いておりますけれども、今後は監査体制、指導体制の強化がさらに必要となってくるのでよろしくお願ひしたいと、意見として申し添えたいと思ひます。

次に、認知症神戸モデルに関することについてお伺ひします。

認知症神戸モデルに関する財政支援について、これは毎年同様の要望を数年にわたって実施しているところでごさいますけれども、国の反応、国の御意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○小寺福祉局副局長 認知症神戸モデルの状況について御質問いただきました。

毎年、国に対しては国家予算要望を行っておりまして、現在のところ厚生労働省のほうからは、診断と補償、自己救済が連携しております神戸市の取組は、評価できると。ただ、全国的にこれを広げていくには、超過課税のこともありますけれども、いろいろ課題があるというような反応でございます。

一方で、認知症の早期発見が重要という認識が広がっておりまして、国立長寿医療研究センターのつくります厚生労働省の研究班が実証研究を行ひまして、令和7年8月には、全国の自治体向けに認知症の早期発見のための手引を作成・公表しております。本市も研究班の調査に協力しております、その手引の中で、認知症神戸モデルの取組が先行事例として取り上げられております。こういったことが、認知症神戸モデルの発信にもつながっておりまして感じております。

また、令和6年度には国会議員の勉強会から声がかかりまして、認知症神戸モデルの取組について説明を行っております。優れた取組であると評価されておりますし、こうした検査から治療までのフローを確立すべきだという、こういった認知症神戸モデルを拡充して全国に普及すると書かれた提言書が、厚生労働省にも提出されたと聞いてございます。こうした流れの中で、この神戸市の取組ということが1つモデルにもなりつつ、他都市でも広がりを見せているというところでごさいます。

直近では、政令市では令和5年度に千葉市、令和7年度には静岡市が事業を開始しておると。また、近隣他都市では西宮市が、今年度の7月から事業を開始するということも聞いてございます。引き続き、また国のほうにも要望を続けますとともに、しっかりこの認知症神戸モデルを運用して、仕組みの有効性の発信にも努めてまいりたいと考えてございます。

○委員（高橋としえ） 神戸モデルの広がりもお聞きいたしました。

今後さらに高齢化が進む中、制度の持続可能性と財源確保は、非常に重要だと思っております。私の知り合いの議員からも、神戸モデルについてちょっと勉強会でお聞かせ願ひたいとか、今後もお聞かせいただきたいという要望も来てございます。しっかりと国へ働きかけて、モデル事業の採択に向けて、ぜひ、さらに頑張っいていただきたいと思ひますし、そして、全国的な先進モデルとして申し上げましたが、国際都市神戸でございますので、この神戸モデルが、日本のみならず認知症対策の良作として世界に発信していただけるようにぜひ頑張っいていただきたいと、そのように意見を申し上げて、終わります。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他に。

○委員（味口としゆき） 2点聞きたいと思ひています。

1つは、この原油価格・物価高騰対策なんですけれども、後で審査される健康局は、中東情勢の影響を踏まえた支援を、わざわざ特記させて求めているでしょう。僕はもちろん、医療機関はそういう状況になっているというのはお聞きもしているんだけど、福祉関係の施設だって同様だと思うんです。そこは、なぜ健康局は求めているのに福祉局は求めていないのかなと、ちょっと違和感を持ったんですが、どのような考えでしょうか。

○中川福祉局介護保険課長 中東情勢の影響に対する対応について、御質問をいただきました。

まず、中東情勢の緊迫化によりまして、令和8年3月頃から原油・ナフサの調達環境が悪化している状況かと思えます。また、介護用品につきましても、原油から精製されるナフサを起点とする石油化学製品が多いというところは認識をさせていただきまして、例えば手袋・マスク・紙おむつ・エプロン・包装資材などは、特にその影響を受けやすいというところで認識をさせていただきます。

また、一部の消耗品——例えば手袋でございますが、原材料高騰に伴う価格改定ですとか、安定供給を目的とした出荷制限に関する通知のほうで、製造業者等から発出されているというところをお聞きしておりまして、市内事業者からも、価格上昇、供給不足に関する御不安の声というのも、私自身も直接お聞きしている状況でございます。

一方で、市内の関係団体の皆様からお話を聞く中では、現時点では、サービス提供に直接的な障害が生じている状況ではないとはお聞きをさせていただきまして、引き続きではございますが、関係事業者の皆様から情報収集を行うとともに、情勢の変化を十分に注視しながら、サービス提供に影響が生じることのないように、必要な対応には取り組んでまいりたいと考えております。

現段階では、物価高騰の要望に加えまして、特出しして国に要望することは考えてございませんですが、今後の情勢の変化を十分に注視しまして適宜適切な支援を行うよう、国に要望してまいりたいと考えてございます。

○委員（味口としゆき） だから、ちょっと僕はその現状の認識があるから特出ししなかったんじゃないかなって、今の答弁を聞いて思いました。やっぱり介護の施設とか福祉関係の施設は、もう実際に物がなくなっていると、困っているというのはもう出てきている話なので、現時点ではあるんですよということでは、現状認識がちょっと違うんじゃないかなとそこは思いますので、指摘をしておきます。

それからもう1点は、先ほどもありました、認知症の神戸モデルの件なんです。これ、前は重点項目に入れていたと思うんですね。それで今回はその他事項になって、ちょっと格落ちというか、ちょっと熱意が感じられていないのかなと思っているんですが、何で重点項目じゃないんですか、今回は。

○渡辺福祉局高齢福祉課課長 認知症施策の要望の位置づけについての御質問ですけれども、認知症施策の充実につきましては、以前より継続して要望している内容でございます。

一方で、市全体では国に要望する項目が数多くありまして、項目を重点化していく必要もありますので、その中で、今回につきましては記載地が変更になったものでございますけれども、福祉局としてはこれまでと同様、しっかりと国に対して要望していくという考えに変わりはございません。

以上です。

○委員（味口としゆき） 私の感覚ですけどね。もうこれは、国が当然やることなんだという、大体、福祉局の言い分というか、僕らもそう思うだけだね。だから、限定的な超過課税をこの間

やっているわけでしょう。そのときに、もう重点じゃなくてその他に入ってくると、これ永久に超過課税を、ずっと市民に課し続けるんですかと。

さっきの物価高騰等の関係もあって、やっぱり市民の暮らしはそうでなくても大変になっているときに、神戸市だけずっと超過課税であるというのは、もう本当に変えていく必要があると思うんですが、その辺、局長、どうですか。

○**八乙女福祉局長** おっしゃっていただいたとおり、この認知症神戸モデルをスタートする段階で、超過課税の仕組みを取り入れるというところで市民の皆さんにお話しさせていただいたのは、国に対して要望していった全国的な施策に進めていくんだというところでは、考えは変わっておりません。ですから、要望についてはしっかりとやっていくというところについては、引き続きということでは考えておりますので。

ただ、先ほど答弁させていただきましたが、やはり項目を重点化するというところの中につきまして、今年度においてはその他ということになっておりますけれども、当然、神戸市福祉局におきましては、この要望そのものの自体が格下げになったというふうには考えてはおりません。

○**委員（味口としゆき）** 格下げか格下げじゃないかは、もういいですわ。ただね、もともとの皆さんの説明は、これは国の制度に——僕らはなるんだと思ってね。もちろん、だからといって超過課税は、僕らはあかんという、もちろん立場ですから、これはもう一般会計でやるべきだというのも持っていますよ。

しかし、この間ずっと要望しても、結局国は——さっき部長さんかな、言われたように、いい制度だ、いい制度だと国から評価されているんですって、そんなこと何ぼ言われても市民の負担はずっと続いているわけですから、やっぱりこれもどこかで区切りをつけて、制度を続けるのであれば、いや、もう超過課税をやめましますとするのか。それか、もう国に強く要望してこれを国の制度にするのか、もうどちらかの選択がそろそろ問われると思うんですが、格下げかどうかはもういいですから、そこを局長、答えてください。

○**八乙女福祉局長** 認知症神戸モデルの検証につきましては、有識者の先生方等も入っていただいて、毎年議論をさせていただいて、計画の策定の中で区切りをつけて、市会の先生方にもお諮りをしているところでございますので、おっしゃっておられるように永久に続けるということではなく、やはりそのリスクの検証というのは、今後もしっかりやっていきたいというふうには思いますし、繰り返しになりますけれども、国の制度として——全国的に広がっていくという実態はいいことだと思っているんですけれども、それを自治体任せではなく国の制度として取り入れていただくように、引き続き働きかけていきたいとは思っています。

以上です。

○**委員（味口としゆき）** 永久に超過課税じゃないんだというのは非常に大事な答弁だったと思いますので、記憶しておきます。終わります。

○**委員長（前田あきら）** 他に。

○**委員（岡田ゆうじ）** 5 ページ目の市民生活・市民事業者等を守る取組への支援の、この医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援のところ、ずっとかねてより私も、何かちょっと違和感があるなとずっと思っていたんですが、この下から2行目の、情勢の変化に応じて適宜見直すとともにというのが入っているんですね。

社会福祉施設の給付費とか措置費等は毎年改定していますし、今回、介護も障害も報酬改定の年度になるので、だからこの情勢の変化に応じて適宜見直すことというのは、厚労省としてです

よ、これを受け取ったときに、ではどうしてあげたらいいのかなというかね。1年に1回のじゃ駄目だと、半年ごとに見直してほしいの——介護報酬だったら3年に1度ですけど、1年半に1回、途中で見直してほしいのみたいな、いわゆる薬価の期中改定のようなことを求めているのか。

もう釈迦に説法ですけど、介護報酬も診療報酬も、例えば中医協の場で、患者の代表、製薬会社の代表、医師会の副会長からみんな来られて、今現場でこういうことが起こっているんだと、現場で患者はこれだけ困っているんだと。いや、地方のクリニックはこんなに困っているんだみたいなことを、かんかんがくがく、今、現場ではこうなっているんだみたいなことを、厚労省を含めてみんなでやるわけですよ。

中医協の会議が1回終わったら、わっと、もう全部のマスコミが来ますから、わっとその録音も出回って、誰がどう言ったみたいな正確な書き起こしがわっと起こって、それを1年ぐらいかけて必死で何回も何回もやって、やっと診療報酬をやっているわけですよ。1年ぐらいたって、ちょっとこういう問題が出てきたなといったら見直すという、2年に1回のタームになっているわけです。

確かにその24年度の介護の改定のときは、例えば訪問介護サービスとか、一部のところが議論になって、いろんな陳情でも、この委員会にもすぐ撤回してくれと、すぐこんな介護報酬、悪い報酬は見直してくれ、やめさせてくれみたいなことが来たけど、その都度我々は、いや、これはもう本当に一生懸命議論して議論して、現場のあれも酌み取ってやっているんだと、3年に1回、2年に1回というのは意味がある期間なんだと。だから、気に食わないからもう撤回してくれなんて言わないで、それは情勢を見ながら次の介護報酬に声を上げていきましょうというので、我々市会も当局も対応してきたと思うんですね。

だから、この情勢の変化に応じて適宜見直してほしいというのを国に要望したときに、厚労省がどうすることを望んでいるのかね。毎年措置費も改定しているんだし、いや、もう待ち切れない、年内に変えてほしいということを言っているのか。ちょっと適宜見直すという表現が、国家要望としてはそぐわないんじゃないかと思うんですけど、見解をお伺いします。

○小寺福祉局副局長 適宜という文言についての御質問をいただきました。

介護の関係で申し上げますと、介護保険制度におきましては3年ごとに介護保険の事業計画というものを策定しておりまして、その中で介護保険料を設定しておりますけれども、介護報酬に関しましても情勢の変化を加味して、基本的に3年に1度改定されるということになっておりまして、それを基に設定しておるところでございます。特に来年度、令和9年度、次期介護報酬改定を控えておるところから、物価高騰や賃上げ等を踏まえまして介護報酬改定について、このたび国に対して強く求めていくものと考えてございます。

ただ、一方で、昨年度も国の補正予算におきまして、医療・介護等支援パッケージが緊急措置されるといったこともございましたし、今般、非常にその物価上昇、人件費高騰の影響など、目まぐるしく社会情勢が変化しているというところから、そういった緊急措置的な対応も含めつつ、要望させていただいているという部分もございます。介護事業所を取り巻く情勢の変化に応じた必要な対応を講じていただいているというところもございますので、そのような時期に応じた対応も講じていただくようということで、適宜という表現を使わせていただいているところでございます。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） 医療・介護等支援パッケージみたいなものが欲しいというのであれば、そう書くべきであって、適宜見直してほしいみたいなことを言うと、いや、そもそも適宜じゃないのかと—— うちらがやっていることは適宜じゃないのかということだし、見直すということはやめてくれっちゃうことですから、だからもう素直に、情勢の変化に応じて必要な財政支援を行ってほしいと言えればいいんだと思うんですね。

だから、ちょっと薬価のような期中改定を求めている—— 神戸市としてですよ—— だったら別ですけども、そんなことは到底ないはずでありますから、ちょっとこの適宜見直すというのは厚労省に対しても何か失礼だし、何を要望しているのかもよく分からないところがあるので、ちょっと文言を—— 3局にまたがるのであれですけども—— ちょっと考えてほしいなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑は。

○委員（外海開三） すみません、国家予算要望のその他項目に、外国人留学生にかかる医療保険制度の構築及び収納対策についてというのがあるんですけども、この点に関して、今後外国人留学生の増加が見込まれて、保険料収納に、より大きな影響を及ぼすことになりますから、重要な項目だと認識しております。

そこで確認なんですけれども、本市における外国人留学生の保険料収納状況と、今後の取組についてお伺いいたします。

○小寺福祉局副局長 外国人留学生の収納状況等の御質問でございます。

外国人留学生に関しまして、国民健康保険の収納状況というところでございますけれども、まず、令和6年度の実績につきまして、日本人世帯の収納率が約94%であるのに対しまして、外国人世帯が約72%となっておりまして、さらに外国人の中でも、留学生に限りまして約51%というところでとどまっているところでございます。

御指摘もございましたけれども、外国人留学生の動向が、全体の収納率に一定の影響を及ぼしているものと認識しております。そうした外国人留学生の収納率が低い要因というところにつきましては、入国時に、国や学校から国民健康保険制度について十分な説明がなされていないということ、加入手続時点では日本語の理解が十分でないといったようなことが考えられるというところでございます。

こうしたことから本市では、留学生が日本で最初に接する重要なコミュニティーでございます日本語学校に着目しまして、令和元年度から、日本語学校と連携した取組を行っております。具体的には、市内の日本語学校12校に対しまして、保険制度に関する説明や郵送書類の理解支援、保険料納付の指導等を委託しておりまして、社会や行政との橋渡し役を担っていただいているというところでございます。

さらに、これらの取組によりまして効果も確認されておりまして、令和6年度におきましては、先ほど外国人留学生全体の収納率が約51%と申し上げましたけれども、連携している日本語学校12校の平均収納率は約89%と、高い水準となっております。

やはり、留学生を含む外国人の方にとりましては、国民健康保険制度は必ずしもなじみのある制度ではないというところで、保険料納付に対する意識のところ、理解のところは多様性があると考えてございます。そのため、今後も日本語学校など、外国人にとって身近なコミュニティーを活用しながら、制度の意義、相互扶助の考え方の周知に取り組むとともに、国や他都市の動向

も注視しつつ、関係機関と連携を強化しながら、収納率の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

○委員（外海開三） ありがとうございます。

今の答弁で1点だけ確認させていただきたいんですけど、外国人の収納率が72%で、そのうち留学生が51%ということだったと思うんですけども、この51%という数字は、令和6年度以降と比較してよくなっているのかとか、横ばいなのかとか、その辺教えていただければ。

○小寺福祉局副局長 ちょっと今、それ以降の数字というのが手元にないんですけども、令和4年度が約49%というところございまして、その留学生の数字というのは、大体横ばいというところございました。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

○副委員長（浅井美佳） ありがとうございます。すみません、12ページの4番のところなんですけれども、障害福祉サービス事業所への支援の充実等々のところで、去年に引き続き、欠席に対しての加算制度を拡充するなどというところを入れていただいたり、相談に当たる活動に関する加算制度のさらなる拡充を入れていただいて、本当にありがとうございます。

今後なんですけど、ここも本当に大切なところなんですけれども、ほかにもちょっと大きいところで、例えば基準配置職員さんが外に出られないだとか、やっぱり事業所の中にどうしてもいなきゃいけないというところで送迎等に出られないだとか、あとは送迎のところに関しては、ほぼ必須のサービスになってしまっているという今の現状にもかかわらず、ちょっと加算のところが少ない、足りていないというふうなところ。そして、あとは定員ですね。放課後デイサービスに関しては、10人の定員の上限などを結構、陳情として国に伝えてくれないかというお話を伺います。

今まで、この欠席が多いという実情を踏まえて、欠席時の加算制度を拡充するなどという要望をいただいていると思うんですけども、国の反応をまず、お伺いできるとうれしいのですが。

○黒田福祉局副局長 障害福祉サービス事業所の欠席時の対応についてでございます。

重症心身障害児・者、特に重い障害の方にとって、生活介護であったり、子供であれば放課後等デイサービスであったり、活動の場としては必要不可欠であるんですけども、重度の方ほど体調が不安定になりやすく、欠席があったり、欠席しても長期化するということがございます。安定的な事業所への通所が難しかったり、そういうことが困難なケースが多いというふうに捉えております。

国のほうでも欠席に対する対応につきましては、一定、月に何回かというところでは、欠席されても家での情報を事業所のほうで確認されて、加えて相談に乗るというようなことを条件に、加算の算定ができるというようなところは取りつくってはおりますけれども、やはり事業所のほうのお話を聞く上では、それが長期になれば加算の対象から外れてしまうであるとか、加算としては十分でないというところは聞いておるところでございます。

国のほうも加算が全くないわけではないので、事情を全く承知していないわけではないとは思いますが、現状は今のところ、そういうところがございます。

○副委員長（浅井美佳） ありがとうございます。

多分、制度として新しい制度になってきているので、どんどんその事業所さんのニーズも増えてくるのかなとも思っているところではあります。なので、またこちら、来年以降も国へ要望さ

れると思うので——それまでに加算制度が拡充すればいいなと思うんですが、もしされていない場合、なると思うので——一旦、もうちょっとパッケージ化したものを来年度以降、また改めて出していただけるとうれしいなと思って、こちらは要望とさせていただきます。

次に、先ほどからあった認知症神戸モデルなんですけれども、うまくいっているところもあるかと思うんですが、オレンジダイヤルについて幾つか陳情をいただいています、電話のみの平日の相談を想定されていると思うんですけれども、メールやチャット、LINE等を使ったそういう多角的なサービスへの進化も今後検討をしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○**渡辺福祉局高齢福祉課課長** オレンジダイヤルについての御指摘をいただきました。

今お話しいただきましたように、現状は、平日の時間を区切って相談対応しております。ただ、やはり正確に相談にお答えするには、やはり電話で直接やり取りをしながら、応対しながらというところが、きちんとしたお答えにつながるのかなと思っておりますので、今のところは、電話でやっております今の状態を継続しようというふうには考えてございます。

ただ、おっしゃったように、それ以外の時間帯に対応ができないというところ、オレンジダイヤルにかかわらず、ほかのいろんな相談窓口にも共通する課題かと思いますので、少しそのあたりは、また御意見を参考にしながら検討したいと思います。

以上です。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。要望として、そういうデジタル化といいますか、そういうところを、もう少し強く国へ予算要望していただければありがたいなと思って、こちらにも要望とさせていただきます。急に大変失礼いたしました。

○**委員長（前田あきら）** 他に。

（なし）

○**委員長（前田あきら）** ではこの際、福祉局の所管事項について御質疑はございませんか。

○**委員（味口としゆき）** 幾つか今回は聞きたいことがあって、今日、最後ですからね。フードサポートこうべについて伺います。

それで、今朝うちの議員団に問合せが来ています。こういう文章なんですね。

開催されているフードサポートの改善を願いたいです、と。家族は全て後期高齢者。今、神戸市はフードサポートをやっていますが、あの方法で市民全員に援助が行き渡ると思いますか。どうして何時間も並ぶことが高齢者にできると思っていますか。朝6時には並ばないと聞いています。6時に並んで配布は10時からって、待ちの4時間はベンチもなく、立ちっ放しらしいです。高齢者に無理です、と。うちは本当に困っているので、フードサポートに行きたいです。助けていただきたいですが、今の状況じゃ無理です。

こういうね——これ、土曜日の朝4時55分に送られてきているんです。本当にこういう声もいっぱい、私たちのところにも寄せられていまして、並んだのにもらえなかったとか、何時間並んだらいいんだと、本当に不評だと思うんです。神戸市としてどのような意見が寄せられているのか、まず示していただけますか。

○**八乙女福祉局長** 御指摘のとおり、今まで4回開催をしているんですけれども、来場者は受渡しした方で約4,500名、相談は約80件ということになっております。

フードサポートこうべというのは、食料品等の無料配布と生活相談を一体的に実施することで、当座の生活支援と継続的な支援につながるきっかけづくりを目的に実施をしてきているというも

ので、これまで令和4年度・令和5年度・令和7年度に実施してきたものを、今年度につきましては国の交付金の活用というところで、対象を全区に広げまして、全市26か所で実施をするというものでございます。

御質問の、いただいた御意見としましては、先ほどお話がございましたように、たくさんの方が並ばれていて整理券がもらえなかったということであったり、並んだんだけどもらえなかった、情報が届いてなかったというような御意見をいただいているところです。

○委員（味口としゆき） まず、どう改善しようとしているのかというのを、ちょっとお示しいただきたいと思うんですね。

直近の5月13日の長田区での実施の日は、25度を超える今日みたいな暑さで、体調を崩した市民もあったと、現地を視察した議員から聞いております。朝早くから、整理券をもらうために長蛇の列ができた。10時50分から整理券を配布したと聞いていますが、もう2時間も3時間も炎天下で並ばせるようなことを、これ、続けるつもりなんですか。いかがですか。

○八乙女福祉局長 暑さの対策といたしましては、昨年度の反省も踏まえましてテントを購入いたしまして、待っていただく列のところにテントを立てて日差しを遮られるような形を取っているということと、それから整理券を配布する段階で、ペットボトルを1人1本お渡しをするという対応をさせていただいております。

ただ、おっしゃっていただいているとおり、やはり長時間並んでいただくということが常態化をしているというところについては、申し訳なく思っているところでございます。

○委員（味口としゆき） 申し訳なく思っている、で終わりですか。いや、テントというのは最終地点でしょう。ずっとあの長蛇の列——僕も森本さんから写真を送ってもらいましたが、全部にテントがかかっているわけでもないし、テントがあればいいっちゃう問題じゃないでしょう。申し訳なく思っていますじゃなくて、こうするんだというのを、まず示してくださいよ。

○八乙女福祉局長 確かにおっしゃるとおり、テントについては、全員の方がテントの下に入れるわけではないという状態はありますので、そこについては増やせないかというところについても検討はさせていただくんですけれども、実質的には、やはり受け取れなかったという状況が起きているというところで、たくさんの方がやはり来られているというところについては、現状を踏まえまして、1回目・2回目については1,000個数を配らせていただいたんですけれども、3回めの長田区につきましては1,200個——すみません。1回目・2回目の中央区・北区については1,000個を用意させていただいて、その状況を踏まえて、3回目の西区については1,200個を用意させていただいたんですが、それでもまだまだ足りないという状況でとか、いろんな反響をいただいておりますので、4回目——来週ですね——の日曜日の垂水につきまして……。

5回目ですね、長田が4回目で、5回目の垂水体育館につきましては、より多くの方に支援を届けられるように、配布数を可能な限り増やす方向で、現在、事業者と調整を行っているところでございます。

○委員（味口としゆき） 数の問題はね——いや、本当に市民の思いになったほうがいいと思うよ、本当に。わざわざ長蛇の列に並んで、もらえなかったときの気持ちね。本当にこれが福祉局のやっていることかなというふうに、僕、言わざるを得ないと思う。

もうちょっと細かく聞きますけどね。大体、事の発端はこれですわ。広報KOB E、これが不評なんです。なんちゅうやり方なんだというふうに意見が寄せられていますけど、ただ、この広報KOB Eでも、状況により開始時間前に整理券を配布することがありますと、これは書いてい

ます。でも、何時からとも書かないからね。結局もう、市民がわっと朝から並ばざるを得ない。うわさで動いているわけでしょう。

だから、そういう広報のやり方も直ちに变えて、整理券は何時に配るんだったら何時に配るとか、そういうやり方をしないんだったらしないって、もう本当にね、すぐにこれは改善する必要が僕はあると思う。いかがですか。

○黒田福祉局副局長 今御指摘いただいたとおり、整理券についての御質問ですけれども、配布開始時間前にたくさんの方が来場されております。そういった場合を想定しまして、周辺施設への影響等も鑑みまして、配布開始時間よりも前に整理券を配布することということで準備しておったところです。

ただ、整理券を配布すること自体の周知は、広報紙等には一定記載はしてございましたけれども、市民の方が見られるチラシのほうには直接的な記載をしておらず、なくなり次第早期に終了する可能性がありますという記載にとどまっておるのが実態でございました。限られたスペースのため、情報を優先的に伝えるために取捨選択したという結果ではございますけれども、たくさんの市民の方に混乱を招いたことは、非常に申し訳なく思っているところでございます。

今後、広報手法につきましては、いただいた意見も踏まえまして、改善の方向で検討してまいりたいと考えております。

○委員（味口としゆき） それは直ちに改善していただきたいと思うんです。

それで、これ2月に私、この問題をここで質疑させていただいたときに八乙女局長は、困窮者の支援につながる制度なんだと、窓口とか居場所につながる支援の取組なんだと、こういうふうな答弁をされました。この取組で、結局その支援に結びついた——何人相談者があったのかと、何人が支援につながったのかというのは、分かっているんですか。

○黒田福祉局副局長 4月8日の中央区から始まりまして、第4回目の長田区まで4回開催しておりますが、来場されたうち78名の方が、相談のほうにつながったというふうに把握してございます。詳細については、まだこちらのほうではちょっと把握し切れておりませんので、人数だけは78名ということでございます。

○委員（味口としゆき） 1回目から、もう全然分からないの。つまり相談した数は——これも少ないよ、はっきり言ってね。合計4,500人ぐらい来て78人しか相談に来ていないというのも、少ないと思うんですよ。敷居が高い・低いという話も2月にはしましたけどね、なかなか相談されていないです。では、その相談者がきちっと市の制度につながるんだというのは、これ、局長の答弁だったからね。では、その制度につながって支援された市民が何人いるのかぐらいは、それは把握するのは当たり前でしょう。

だから、4回目までつながったかどうかは、この間の5月だから分からないとしても、1回はもう4月8日ですから、それぐらい把握していないんですか。

○黒田福祉局副局長 詳細までは把握してございませんけれども、内訳としまして、いわゆる生活、暮らし全般に対する相談が60件で、就労に係る相談が2件、その他の相談が16件というふうに把握しております。実数ではございませんが、うち、区役所の暮らし支援窓口につながったものもあるというふうに聞いてございます。

○委員（味口としゆき） これ局長、どう思われますか。局長の答弁は、困難者の支援につながる制度なんだということで、これ、やったんでしょう。結果としては、もう把握さえされていないという現状は、どうお考えになるんですか。

- 八乙女福祉局長 把握が今の段階ではできておりませんので、今後、把握に努めたいと思います。
- 委員（味口としゆき） 本当にこれは言いたくないけれども——もう奥谷さんはおらんようになったのかな。おらんようになったね、移ったんだよね。あのときこういうふうに言っていたんですよ。行政の役割は仕組みをつくることなんだと、こう言ったわけでしょう。これはここにも書いていますよ。

神戸市は配って終わりではなく、支援が続く仕組みをつくることに重点を置いて使い道を決めましたと。まず、配って終わりどころか、配られていないのが現状じゃないですか。その仕組みというのは、本当に困っている人の支援につながんだということについても、4月の頭にあったことがまだ分からない仕組みって、ほんまによかったのかなと。だから、仕組みをつくる、仕組みをつくるというけれども、本当に長時間並ばされて体調を崩す、それで支援につながったかどうかは分からないと。こんな仕組みは間違いじゃないんですか。変えるべきじゃないですか。そこはいかがでしょう。

- 八乙女福祉局長 取りに来ていただいて、その場で相談の窓口を設置したりとか、窓口に対するポスターだったりチラシを配布するというところで、相談につながるきっかけづくりという点でいけば、昨年度までの取組を継続している点では、意味がないというふうには思っておりません。

ただ、このたび物価高の影響を大きく受けている方を対象というところでの部分のところ、やはり長く経済が、物価高というところが続いているところで、やはり困っている方がたくさんおられるというところで、これまで以上にたくさんの方が来られているというところに関しては、やはり対策を考えていかないといけないというふうに思っております。

昨年度の補正予算の審議の中でもお話しさせていただきましたし、広報紙K O B Eのところにも書いてありますけれども、神戸市におきましては、国の交付金の活用として一律に配分するという形を取っていないという状態にはなっているんですが、やはり食品を求められる方が多くおられるということについては、やはり数を増やしていくことは、今後やっていきたいというふうに思っております。

- 委員（味口としゆき） これは数だけの問題じゃないと思います。やっぱり長く続く支援、長く続く支援といってね、市民の方から言われているのは、やっぱり他の自治体の状況も見えていますからね。おこめ券はまだですかというのは、いまだに聞かれますよ。それから、県ははばタンをやったでしょうと。何とかペイはやらないんですかって、こう言われます。

だから、やっぱり長く続く支援ということで、今この物価高騰と、さっきからずっと議論になっているように中東情勢の問題、医療機関もそうだし、中小企業だって、本当に廃業の危機にあるという——もう物が来ないわけですから。そのときに、やっぱり緊急的にやるということが弱かったという立場に、僕は立つべきじゃないかなと思うんですが、そうは思いませんか。

- 八乙女福祉局長 繰り返しになりますが、広報紙にも書かれてございますけれども、国が行っている年収の壁の見直しだったりとか、ガソリン税の暫定率の見直しだったりとか、県がやっているはばタン P a y というところとの連携を踏まえて、神戸市では、そこにはまらない基礎自治体ならではのきめ細やかな活動ということで、補正を承認いただきまして、取り組んでいることでございます。

フードサポートこうべに加えて、私ども福祉局・こども家庭局におきましては、各地域の中で食支援の取組——食料をお渡しをして、相談だったり声かけをするという取組も、ずっと5年前から続けておりますので、それに対する金額の増加であったり、あと食材の保管庫——常温

と冷凍・冷蔵庫の拡大、もしくは、福祉局におきましてはまだ準備中ですが、24時間対応可能なコミュニティフリッジの設置、環境局のほうではフードロスロッカーの整備等の食支援の充実というところについては、今後の拡大に向けた取組もしているところでございます。

○委員（味口としゆき） いまだに、まだこれがきめ細かいと言えるのはすごいなと。これだけ批判があるのは、皆さんも分かっているわけでしょう。これで、いや、神戸市、ありがとうございますと、もうきめ細かくやっていただいて本当にいい制度ですねなんていうのは聞いたことないよ、本当に。だから、それは本当に改めるべきだと僕は思います。

それからもう1つは、僕らも並んでいる写真なんかも見せていただいたら、子供さんの来場者もあったと聞いています。つまり、家族1世帯当たり3人までもらえるんだよね。だから、子供さんを連れてきて、もらっている。それは全然、悪いことでも何でもないです。ただ、西区以外はこれ、平日でしょう。平日に子供を並ばせるような制度が果たしていい制度なのかなとも思いましたけど、そのことはどう考えておられるんですか。

○黒田福祉局副局長 来場された中での、子供さんの数ということでございます。

いただいたアンケートに基づきまして、一定数の子供さんが来場されたというところは把握してございます。我々として、例えば学校を休んでとか、そういうところを望んで、もちろん曜日等は設定しておるものではございませんし、それもあって、子供さんには限りませんけれども、平日参加、あるいは休日参加など多くの方の参加機会が設けられるように、各区におきまして、平日・休日を混せて会場設置をしておるというところでございます。

○委員（味口としゆき） だから、もともとその制度が問題やったんじゃないかなということを言いたいと思うんですね。やっぱり平日に、率直に言って子供さんを休ませて来ているんですよ。そんな制度が、きめ細かいいい制度なんですか。どうです、八乙女さん。

○八乙女福祉局長 当然のことながら、子供たちの状況についても1人1人確認したわけではございませんので、学校を休ませて来させているのか、保育園の子供たちなのかということについても、子供の年齢とかも把握ができていないわけではございませんけれども、当然のことながら、行かなければならない学校を休んで取りにいく制度というふうには考えてはおりませんので、そういうことではないかと思っています。

時間帯も、午後からの部については6時まで設定をするということで、夕方、学校が終わってから来ていただくということもできるのかなということで想定をしておりましたが、結果的には、現状ではたくさんの方に来ていただいているというところがあって、整理券が1時開始のところであれば、1時頃にはもう配り終わっているということではあるので、実質的にはやはり学校が終わってから来られるという状態にはなっていませんので、そこについても、配布数の増加というところも、検討する中で考えていきたいと思います。

○委員（味口としゆき） どれぐらい増加させるのか分からないけれども、やっぱり僕は、子供さんを連れてきた人も、ほんまにやむにやまれず来ていると思うんですよ。その人が悪いなんて、僕、全然思いません。ただ、そんな制度の仕組み、あなたたちの仕組みなんですよ。それを、では局長に聞くけれども、今度はもう学校終わってからでも十分渡しますよと、それだけの用意をするんだね。いいですか。

○八乙女福祉局長 数については現在調整中ですので、ここでお伝えすることはできないですし、各会場ごとにどれぐらいの方が来られるとかいうところについても、あくまで推定しかできないところではありますので、確定はできませんが、できるだけ多くの方にお渡しできるように努力

していく方向で、今、調整をしているところでございます。

- 委員（味口としゆき） これは本当に、市民や子供たちを困らせるような仕組みはやめていただきたいと思います。それで、この問題を最後にしますけれども、僕、ある会場で赤ちゃんを連れてきた方がいらっしゃって——それはいいですよ——赤ちゃんを連れてきた人には食料が配布された。一方で、配布されなかった方の市民から、赤ちゃんはお米を食べないのにもらっていると。こんな、もう市民の中に分断を持ち込むようなこの仕組みの、これ、結果だと思うんです。

やっぱり、こないだも私、市政報告会をやったときに来てくれた方に聞いたら、この広報K O B Eを見て、本当に腹が立ったと言うわけ。お恵みのようなやり方じゃないかと。物価高の影響を大きく受けている人というけれども、基準が曖昧でね。もらいに行っていीかどうか分からないとみんな考えているんですよ、もっと困っている人がいるんじゃないかと。やっぱり改善というより、僕、こういう施しとも取られるようなやり方自体は、僕は本当は改めるべきだと思いますが、その点はどうですか。

- 八乙女福祉局長 様々な御意見をいただいておりますし、私どももそのことについては課題として認識しておりますので、秋期の計画につきましては、会場、場所も時間も発表しておりますので、現状としてはこの秋期の活動を充実をさせる中でやっていくというところで、今後、秋の活動については、また検討したいというふうに思っております。

- 委員（味口としゆき） 秋の改善ももちろんなんですけど、この日程表を見たら、次、うちの動物園ホールで、王子動物園のところでやると。あそこは日よけなんかありませんよ。大体、再整備で木をどんどん切っていますから。だから、こんなところでやっぱり倒れることとか、本当に市民が苦勞するようなやり方は、もう絶対やめていただきたいと。これは、最後は要望しておきたいと思います。

2つ目に聞いたかったのは、ワークホーム緑友さんの話です。市バスの件なんです。

それで、これは福祉局の方に要望も出されて、私も同席をさせていただきました。市バスの配置変更は困るという切実な声をお聞きして、なるほどなと思ったのは、親も高齢なので車では行けないとか、もう通えなくなるんだと。三宮からバスがあるから今は自力で行けるけれども、神戸駅からでは介助が要ると。でも、そういう介助の制度もないんだと、今の路線を続けてほしいと。

福祉局はこの間、年間1,000万円ですか、交通局に渡して市バスの運行を求めてきた立場として、今の市バスの廃止や変更、しあわせの村行きの、あれはやっぱりやめるべきだと強く求めるべきだと私は思いましたが、いかがでしょうか。

- 小園福祉局副局長 今、委員からお話もありましたように、先日、利用者の方からの声を直接聞く機会も、交通局とともに設けさせていただいたところではございます。

市バス事業自体に関しましては、利用者の大幅な減少——人口減少や少子・高齢化、所要経費の高騰等の影響によりまして、極めて深刻な経営状況になっているというところで、見直しが検討されているということを、福祉局としても説明は受けているところでございます。

一方で、しあわせの村自体、多くの来村者及び村内施設を利用されている方々、日々、市バス路線のほうも、アクセスのための重要な交通手段の1つとして認識しているところではございます。福祉局といたしましては、利用者の方々の来訪機会が失われないよう、利用者の実態把握、こちらにまず努めたいというふうに考えておりまして、そこについて交通局と連携して、施設や利用者の声をどのように把握するのかというところを検討してまいりたいというふうに考えてい

るところでございます。

- 委員（味口としゆき） 僕は単なる来訪機会の問題じゃなくて、この間、そのしあわせの村の障害福祉サービス事業所にも直接行ってきました。どんなふうにされているのかなと、すごく僕は感心したこともいっぱいあって、もちろんそういう、何ていうのかな、お箸を入れる作業とか、それから袋を作るとか、いろんな作業をされている。これ自体も、やっぱり障害者の社会参加として非常に重要だなと思ったんだけど、やっぱりしあわせの村のプールの清掃とか園内の清掃も、この障害者の皆さんと指導員の人たちが、やっぱりやってくれている。

それだけじゃないんです。星和台の公園の清掃ね、これもやってくれているということで、すごくやっぱり地域貢献もされている。やっぱりこの人たちにとっては、本当に通えなくなったらどうなるんだというね。それは単なる、僕らがたまにしあわせの村へ行ってプール行こうかというのとは、訳が違うと思うんですよ。

ですからやっぱり——何か交通局の立場を、僕、今日は福祉局の幹部職員に説明してほしいんじゃないんです。この福祉を守るために、交通局に真剣に僕は掛け合うべきだと思っているんですが、局長、いかがですか。

- 小園福祉局副局長 すみません、令和7年度に実施いたしました入村者アンケート、こちらのほうでいいますと、来村の交通手段といたしまして自動車が82%、一方でバスのほうが12%という数字は把握してございます。ただ、この数字自体はバス利用者全体の数字でして、例えば市バスとそれ以外のバスの種別であったり、あるいは路線別とか、そういった数字を把握していないというところもございます。

ちょっと重ねてになりますが、今後、利用者の方々の来訪機会が失われないように、利用者の実態把握というところをまず努めたいというふうに考えておまして、交通局と連携いたしまして、施設利用者のお声ですね、こちらのほうをどのように把握するのかというところを検討してまいりたいというふうに、まずは考えているところでございます。

- 委員（味口としゆき） いや、何でその話をすり替えるんですか。僕、その話じゃないって言っているんですよ。あなたが言った今の意見は、僕らも含めた来訪者が車で来ているのが多いでしょうという話でしょう。そうじゃない。

あそこの作業所なり障害者の人たちの中で、まず、車で82%も来ているんですか。そこを僕は守るのが福祉局の仕事でしょうという話をしているときに、何でこの全体の来訪者の話を、またわざわざ持ってくるんですか。意図的ですよ、今の答弁。いかがですか。

- 八乙女福祉局長 実態把握をするというところの説明をさせていただいたというふうに認識をしているんですけども、御指摘いただいた緑友の利用者もそうですし、職員も含めて、私たちは実態が把握できておりませんので、来訪者の方というのは不定期な方とか日にちが——毎日来られている方というわけではないと思うんですけども、少なくとも毎日とか定期的に来られている施設の利用者の方及び職員の方についての交通の状況がどうかについては、実態を把握して、その上で交通局とやり取りをしていきたいと思います。最終的には市バスの路線の再編につきましては、交通局の経営判断であると思っておりますけども、おっしゃっていただきますように、しあわせの村の皆様の利用を守るという観点で、福祉局としては実態を把握しながら、交通局とやり取りをしていきたいというふうに考えております。

- 委員（味口としゆき） そこはぜひ施設の皆さんのやっぱり実態、雇用ね。本当福祉局としては僕聞くべきやと、僕も行っていくづく思いましたので、お願いしたいと思います。

それで、今、局長から答弁あったように、最後は交通局の経営判断なんだっていうことになる。ここで僕は安心をこの人たちに僕は与えてほしいなと思ってのんです。実態把握はするという前提でいいんですが、例えば教育委員会です。例えば平野小学校なんかで神姫バスがなくなったってなったら、教育委員会独自にバス出して子供たちの運送——運行というのかな、確保してるじゃないですか。僕はもう最後のとりではやっぱり福祉局が独自に通所手段をきちっと確保するという、この安心を僕は——子供たち言うても40代の人もあるから子供たちでもないけど、障害者の皆さん、それから保護者の皆さんもすごく高齢になっておられます。やっぱりこの人たちに安心を与えるのがね、僕は今一番福祉局としてやってほしいことだと思ってのんですが、いかがでしょう。

○小園福祉局副局長 利用者の方に安心いただくというところは、まさに言っていたとおりのかなというふうに思っているところでございます。重ねてになりますが、利用者のまず実態ですね、そちらのほうの把握というところ、それをまずさせていただいた上で、どのような方法がいいのかというところを考えていく。実際、事業所におきましては、送迎をされているような事業所もございます。具体的にお困りの方というところをまず把握した上で、次のことを考えていくということになろうかと思っております。

○委員（味口としゆき） しつこいですけど、神戸市が支援してやるということは排除してないという答弁でよろしいね。通所手段の確保。

○小園福祉局副局長 まずは実態を把握した上で、実態に合った形のものを検討していく。そういった段階であるのかなというふうに思っているところでございます。

○委員（味口としゆき） あんまり納得しない答弁だけど今日はそれでいいですわ。まず実態に見合った対策を取ってほしいと強く要望して、最後の問題行きます。

○委員長（前田あきら） 委員の皆様申し上げます。12時を過ぎておりますけれども、まだ質問準備されてる方は何名ほど——いらっしゃいますね。休憩入らせていただいてもいいですか。すみません。次の味口委員から始めますので、それでは暫時休憩をしたいと思いますよろしいですね。

それでは暫時休憩いたします。午後1時10分から再開いたします。

（午後0時11分休憩）

（午後1時10分再開）

○委員長（前田あきら） ただいまから福祉環境委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、福祉局に対する審査を行います。

福祉局の所管事項について御質疑。

○委員（味口としゆき） ちょっと次の課題に移ろうと思ったんだけど、さっきの続きでね、しあわせの村の話で、やってる施設というのは緑友会だけじゃないじゃないですか。これ全部要望を聞くと、実態聞くということでよろしいね。

○小園福祉局副局長 すみません。ちょっと今、まずどこまでの範囲というところは明確にはまだこちらでも把握ができていない状況ではございますので、ただ、極力多くの利用者の方の御意見というのは踏まえてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○委員（味口としゆき） それぞれの実態をよく聞いていただいて、本当に障害をお持ちの方が困らないようにお願いします。

それでは——安心してください。最後ですから。明日の都市交通委員会に係って、担当者がそっちに——みんなのバスの敬老パスの利用の問題で、それは担当者が向こう行ってやるということなんで、あんまりこっちでは本格的にやりませんけどね。ただ、うちで言うたら坂バス、それから東灘のくるくるバスとか、いわゆるみなと観光とかマツダがやってるところでの敬老パス利用という問題なんですけど、要はクレジットカードとマイナンバーカードをひもづけるやり方、僕も何人か聞きましたけど、やっぱりちょっと難しいと。クレジットカードを日常的に使ってないという人もやっぱりいらっしゃるんでね。やっぱりハードルが高いなというふうに思ってるんですが、2月でしたかね、これ私ここでやったときに。現地の説明会、丁寧にやるんだというような答弁だったんだけど、ちょっとどんな進捗状況かまずお示しいただけますか。

○中郷福祉局高齢福祉課長 進捗状況についての御質問いただきました。

まず、今回みなと観光バスが実施をしております実証実験につきまして、簡単に概要を含めて御説明をさせていただきたいと思います。

敬老パスにつきましては、スルッとKANSAI協議会が提供しておりますP i T a P aカードをベースに作成をしておりますけれども、みなと観光バスでは交通系I Cカードの読み取りができる車載器を導入されていないため敬老優待乗車証制度の対象外となっております。これまでみなと観光バスとはどのような対応ができるか協議を続けてまいりました。最終的には市バスで設置をしているような交通系I Cカードに対応した車載器ではなく、クレジットカード等によるタッチ決済のできる車載器の導入をされました。

そのような中、このたびみなと観光バスから導入された車載器を活用して敬老割引の実証実験を実施したいとお申出をいただきました。市としては、対象者や割引の内容から、高齢者の外出支援と社会参加の促進という敬老優待乗車証制度と趣旨を同じくするものと考えましたので、実施に必要な経費を補助するものでございます。

敬老割引を受けていただくためには、クレジットカードなど運賃の支払いに使うタッチ決済のできるカードを登録して、マイナンバーカードと連携させるなど、事前の登録手续が必要になります。対象は、森北町どんぐりバス、住吉台くるくるバス、坂バスの3路線になりますけれども、これまで4月末までの間に284名の方が割引を受けるのに必要な事前の登録を完了され、1か月の間に対象3路線におきまして延べ1,769回の御利用をいただいているところです。

実施状況としては以上でございます。

○委員（味口としゆき） だから284名にとどまってるって僕は言うべきかなと思うんです。

それで、当局の説明でも敬老パスの意義ですよ。社会参加とか外出支援かな、そういうことと同等の程度やらないあかんということは、ここははっきりしてるので、それはそれでいいと思うんですが、やっぱりハードルをちょっと低くしてほしいなと思ってて、幾つかの方法があると思うんです。それで、1つはI Cカード対応の車載器を、さっきの障害者のところの——例えば120系統なんかで言うたら、1,000万円福祉局から交通局に出すというようなこともやっているわけですから、同じような考えでみなと観光なり、株式会社神戸マツダかな、みんなのバスで言うたら、そんなところに車載器をちゃんと貸与するというか、そういう方法もあると思うんです。それが1つ。

それからもう1つは、同じみなと観光も対象になってるんですけど、西宮市では高齢者バス運賃助成事業ということで、高齢者バス運賃割引購入証という1,000円の割引券5枚つづりというね、つまり券でやってるわけ、西宮では、同じみなと観光が。これはやっぱりクレジットカード

とマイナンバーカードをひもづけるやり方よりはちょっとハードル低いんじゃないかなと。昔バスの券ね、半券みたいなやつだから。だからこういう方法も僕は考えられるんじゃないかなと思ってんですが、やっぱりハードル、やっぱり高齢者の方ですからね、低くしてほしいなと思って。住んでる地域によってはＩＣカード使えたり、使えないというのは、やっぱりちょっと不公平感もあるからね。そこはそう思ってるんですが、その点どうでしょう。

- 中郷福祉局高齢福祉課長 これまでみなと観光バスと実施に向けて協議を進めてきました中では、市バスで設置をしておりますような交通系ＩＣカードの読み取りができる車載器や地域コミュニティ交通で導入をしております簡易型の車載器の導入などについても検討をしていただきました。簡易型車載器と申しますのは、決済機能がなく敬老パスの読み取り機能だけがついたものでして、支払いは現金になります。こういった選択肢がある中で、みなと観光バスとしましては、沿線地域の方にヒアリングを行うなどしまして、利用ニーズなどを踏まえ、また、みなと観光バス自社におけるメリットなども勘案されて、最終的にはクレジットカード等のタッチ決済ができる車載器の導入に至ったというふうに聞いております。ですので、敬老パスに関しましては、本市だけの判断ではなく、やはり事業者の御理解と御協力なくしてできるものではないと考えておりますので、こうした経緯を踏まえたと、委員御指摘のような貸与をするようなやり方というのは難しいのではないかと考えております。

それから、西宮市のようなやり方はどうかという御質問ですけれども、こちらにつきましても協議を重ねる中では、車載器のほかにも様々な手法についても議論をさせていただきました。その中で、やはりバス事業者としてバス運転手の人材確保が非常に難しい中、負担軽減を図りたいというところがまず第一にございまして、そういった中でまずキャッシュレスというのを第一に掲げておられました。ですので、こういった中で西宮市のようなやり方を進めますと、やはり運転手の方、あるいは精算ですとか販売管理などの事務的な手続の煩雑さも出てまいりますので難しいのではないかと考えております。

- 委員（味口としゆき） まず車載器の問題もうちょっと聞きたいんだけどね。車載器は購入する費用がみなと観光持ちだったらさっきの理屈は成り立つと思うんです。それを神戸市が持ってあげますよというような話はしなかったんですか。
- 小寺福祉局副局長 交通系ＩＣカード対応の車載器のことでございますけども、まず前提として、交通系ＩＣカード対応車載器を導入するといったことになりますと、営業所の数とかバスの車両数等によるところあるんですけども数千万円規模の費用が必要となるということでお聞きしております。

敬老パスの支援制度ですけども、平成20年からＩＣ化を行っておりますけども、ＩＣ化以前から交通系ＩＣカード対応車載器を導入していた交通事業者もありますし、また、導入していなかった交通事業者に対しても、導入に係る費用の補助を行っていないというところでございまして、そうしたことから、公平性の観点から、交通系ＩＣカード対応車載器の導入に係る費用というのは、補助するのは困難であるというふうに考えているところでございます。

- 委員（味口としゆき） もともとついていたところとついてないところではもともとの条件違うからね、そんなに僕は不公平でもないかなと思うので、やっぱり住んでるところによってね、乗るバスによって、敬老パスが使えたり、使えなくなったりということの公平感という方法を僕は取ってほしいなと思ってます。

それから、西宮のようなことが運転手さんの負担になるとかいう話もあるけど、券渡すだけが

そんなに負担なのかなと思ったのが1つとね。要は現金も扱うわけでしょう。全部ICじゃないでしょう、もともとバスというのは。そういった場合に、例えば敬老パスを見せて半額入れますというのは、そんなに矛盾もないし、運転手さんの負担とかになるんでしょうかね。そこはどう考えたらよろしいですか。

○**小寺福祉局副局長** 事業者のほうができるだけそういった運転士の運賃の確認の負担とか、あと事務処理のところの負担も軽減していきたいという意向はお持ちであります。

そうした中で、今クレジットタッチ決済という形で、これがボリュームが増えればそういった負担軽減というところもございますし、また使う方にも非常に便利に使っていただけるのではないかとということで、今実証実験を行っているところでございますので、こういった状況を見ながら、また事業者ともお話をしていきたいと考えてございます。

○**委員（味口としゆき）** こっちではあんまりやらないって言ってたんですけども、兵庫区の南北移動のみんなのバスの話ね。これは実証実験で何年間かやって、現金でやって、そんな問題なかったというふうに結果出てると思うんです。その結果を受けて、クレジットとひもづけて、そのボリュームも増えたらそれで負担軽減になるだろうと。その部分もあっていいし、もちろん現金の人も対応するんだというようなことは、別にそんなに矛盾しないでしょう。ですからそういう方向で本当にハードル下げていただきたいと思うんですが、みんなのバスではやっているわけですから、現金で。だから問題ないと思うんですけど、どうです。

○**小寺福祉局副局長** みんなのバスでございますけども、以前、3年間トライアルでやっていたときには、敬老の割引ということで半額にしておりましたが、こちら事業者のほうの負担でサービスとしてやっておったと。実際に本格運行をし出してからその辺りは、もうそのサービスをやめたというところでございますけれども、これをまた導入するということには、当然市の敬老支援制度の補助があってやっていけるかどうかということになってございます。そのときにやはり車載器でございますとか、しっかりと実績が分かるような形でカウントできないといけないと。そういったところで車載器は必要だということを申し上げているわけなんですけども、いずれにしても、今度事業者のほうの意向も確認しながら、どのように神戸市としてもこの辺りを支援していけるのかということは相談して検討してまいりたいと考えてございます。

○**委員（味口としゆき）** あのね、車載器を——答弁で分かったけど、車載器をつけてくれって言ったのは福祉局なんだよな。そういうこと。別に車載器をさっき求めている話はあったやん。それは実績とかそういうのをデータを蓄積したいから——を求めているのは福祉局なんですね。交通局。

○**小寺福祉局副局長** 福祉局とか交通局とかいうよりも、敬老の支援制度の補助するに当たっては、しっかり正確にカウントということですので、福祉局も含めた神戸市としてそれが必要だということになってございます。

○**委員（味口としゆき）** だとしたら事業者負担にしないで神戸市が持ってやったらいいじゃないですか。簡易なやつもあるというんだったら、簡易なやつで。チャージできないということですよ、それは。さっき答弁あったよね、中郷さんから。簡易なほうが安いんでしょう。それぐらいは事業者で、それでこれでカウントしてくださいって頼めばいいじゃないですか。そこをけちらんでいいと思うんだけどね。最後になりますけど、どうです。

○**小寺福祉局副局長** いろいろなやり方があるということで、先ほど申し上げてございますけれども、それらそれぞれメリット・デメリットもございますので、事業者とよく話をしながら、どの

ような形でこれが工夫できるのかということを検討してまいりたいと考えてございます。

○委員（味口としゆき） 終わりますけど、やっぱり敬老パス制度というのは公共として必要だからつくっている制度だと思うんです。それをきちっと担保しようと思ったら、相応の負担はやっぱり福祉局が持つのか——交通局持たないだろうけどね——いうのをやっぱり神戸市が持つという方向でぜひ考えていただきたいなと思います。要望して終わります。

○委員長（前田あきら） 他に。

○委員（植中雅子） フードサポートこうべについて、味口先生の後ですけど、質問させていただきます。

実は4月17日の北神区文化センターに私行かせていただきまして、様子を見守ってまいりました。見ていましたら、やっぱり食料品の配布や広報の仕方に課題があるなと感じていますので、その視点から質問をさせていただきたいと思います。

神戸市の物価高対策は、全市民一律に配分する方法は取らないで、大きな影響を受ける方々への対応を重視するというのは、市長の方針もありまして、今回のフードサポートこうべが実施されていると認識しています。

配布会場には生活の不安や悩みを相談できる生活・就労・法律の専門家ブースなどもあって、自立を支援する取組が実施されているということは、私は非常に評価しておりますが、実際には希望する人全員には配布できなかったり、あるいは周知が十分でなかったり、そもそも移動に支障のある方には受け取るすべがなかったりして、ちょっと不公平だなという御意見もたくさんいただいております。秋季日程の詳細を決める前に、福祉局として役割はどこにあるのかをいま1度明確にして、運営上見直せるところは見直して改善を図る必要があると思います。時間の効率化のために8点まとめてお聞きいたします。

1点目でございます。まず、郵便物という証明でよいのかどうか。これは人のものも使おうと思ったら使うことができます。

2点目、整理券配布の周知の仕方をどのように改善していくか。

3つ目、移動しにくい人への場所の設定はどうでしょうか。

4つ目です。一家に3個が妥当とされていますけど、本当に3個がいいのか。1世帯1個を広くお配りするというのも考えられると思いますので、それもちょうと考えていただきたいと。

それから、本当に困ってる方にお届けするには、委託業者ではなくて地域の自治会等の協力が必要なのではないかと考えます。

次は高齢者への周知でありますけど、広報、見るかもしれませんが、スマホ・ホームページを見る高齢者の方ってあんまりないのじゃないかと思います。これも高齢者団体からの周知が要るのではないかと思います。

それからもう1つ、全員に行き渡るように量は見合っているか。

以上の8点についてまとめてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○八乙女福祉局長 植中先生、7点だったと思うんですけど。（「申し訳ありません。7点で。」の声あり）

では順番にお話しさせていただきます。

まず、郵便で確認をしているというところについて御質問いただいたんですが、昨年度まで実施しておりましたフードサポートこうべというのは、昨年度3回、3か所でやってるんですけども、神戸市在住かつ物価高の影響により生活にお困りの方という対象にしておりまして、参加に

対する心理的なためらいを軽減するために、居住地の確認も含めまして本人確認はしないという形で実施をさせていただきました。

今年度の実施につきましては、開催回数が大幅に増加することから、より多くの方に参加機会を提供できるように要件を——場所ですね。まずは交通アクセス等を踏まえまして、市内9区を4エリアに分割をしまして、そのエリアの中で開催会場が所属するエリアの区民のみが参加ということにさせていただきました。また、その中で1人につき1回のみの参加を呼びかけるなど、事業への適正な運営に御協力をお願いをしているところです。そのために区の確認、居住区の住所を確認するために、免許証とかマイナンバーカード、郵便物等を持ってきてくださいという御案内をさせていただいています。マイナンバーカードや運転免許証をお持ちでない方というのが当然おられますし、大学生とか、事情で住民票は移してないけども神戸市にお住まいの方も対象とすることで、住民票所在地と実質住所の確認というために郵便物等で住所が分かるものを持ってきていただいたら大丈夫ですよということで御案内をさせていただいているということを御理解いただきたいと思います。

それから、整理券のことなんですけども、整理券の配布について、先ほど午前中の答弁もございましたが、広報紙とかホームページには記載をさせていただいてるんですが、チラシのほうに記載をしていないというところで、整理券を配ることを知らなかったという方がおられることについては申し訳なく思っております。整理券の配布につきましては、昨年度の第3回から実施をしております、長田と兵庫で実施をした際にやはり行列が長くなって、待ち時間をできるだけ少なくするというので整理券を配布させていただいて、整理券を持った方は指定の時間に後でまた来ていただいたらいいということで、一定の時間自由に過ごしていただくというところで、長時間立っていただくということを防ぐための目的として実施させていただいております。

ただ、整理券の配布を御存じない方がおられたということについては反省をしておりますので、今後、広報の仕方についても検討をしていきたいというふうに思っております。

3点目、先生もう1度教えていただいてもよろしいですか。

○委員（植中雅子） 移動しにくい人の場所の設定なんで、今回、私も北神区文化ホール行きましたが、そこは車か電車でないとか来なくて、とても歩いて来れるところではありませんので、本当にそういう移動の道具がない人たちにとって、もっと駅前でありますとか歩いていけるようなところの場所の設定も地域には入れていただきたいという意味でお尋ねしました。

○八乙女福祉局長 ありがとうございます。場所の設定でございますが、昨年度からの実績を踏まえて、1,000人以上の方が来場されることを想定しまして、面積——食料品、生活品の搬入の動線だったり、前日設営、撤去時間の確保等、安全かつ確実に開催するための要件を満たす会場というところを各区において検討したところでございます。その上で公共交通機関による交通利便性を考慮しまして、市有施設を基本に探したんですけども、一部民間施設も活用しながら、確保可能な予約ができる場所を選定させていただいています。各区とも公共交通機関を利用した後に、最寄り駅から徒歩10分以内の会場が設置できたというふうに思っているんですけども、御指摘のとおり、北区についてはエリアが広いというところで、北神、岡場から徒歩10分以内の場所ではあったんですが、やはり鈴蘭台等から、北区の南側からは遠いというような御意見もいただいている部分については申し訳なく思っているんですが、今説明させていただいたとおり、一定の要件の中で場所の確保についても苦労したというところでございます。

また、鈴蘭台の方からは、北神に行ったことがないとか、それから、西区の方で学園都市まで

というところでの場所がなじみがなかったりとか、居住地以外の区で土地カンがない方も少なくないというところも御意見をいただいております。

場所についてはもう決定をさせていただいておりますので、会場アクセスの方法等について、チラシや市ホームページ等で丁寧な周知を引き続き行ってまいりたいというふうに思っております。

続いて、配布数についての御意見をいただきましたが、これについても昨年度までは1人について1個ということで、上限を定めずに配布をしておりました。ただ、今回は、繰り返しになりましたけれども、たくさんの方が来られるということで、一定は制限かけて、より多くの世帯の方にお渡しをするべきではないかというところで、1世帯当たりの市内の平均人数2.08というのを基準に1世帯3個までというふうな形で決めてお配りをしているところでございます。

現状的に——午前中も説明させていただきましたが——今後できるだけ多くの方にお渡しできるように配布数を増やして、体制も増強して配っていくという方向で考えていきたいと思っておりますが、御指摘の1世帯に3つがどうなのかということにつきましては、春の間に変えるというのは不公平になるかと思しますので、秋開催の検討の中で考えていきたいというふうに思っております。

それから、本当に困っている方について、地域でお配りをしていったらどうかというところが、御意見もいただいたんですが、この事業をする中で、昨年度末にたくさんの議論をさせていただいたんですが、地域の中でお配りをしていただくということも1つ議論としてはあったんですが、やはり箇所数が増えれば増えるほどなかなか煩雑になってくるということだったり、地域の皆さんへの負担が大きくなるというところ。それから、何度も繰り返しお話しさせていただきますが、行政や地域の居場所につながるきっかけの提供ということで、相談につなげるということも目的の1つとしておりますので、各区1か所ずつの開催ということで、来ていただくということでの取扱いにさせていただいております。

これもお声いただいておりますけども、実際に会場が遠方にあるとか、坂道があるとかというところで、来場が困難な方が一定数おられるということも承知をしております。フードサポートこうべのほかに生活困窮者支援という関係になりますが、食料支援を配布をする団体への補助を打って、各区最低1か所での食支援というのを行って——民間事業者に対する食支援が行われてますので、必要な方についてはそれを案内したいと思っております。令和8年度におきましては、各団体への補助額を増額する対応で後押しをしておりますして、市内全区で、福祉局とこども家庭局連携でやってるんですけど、全市で41か所の場所で食支援の取組をやっておりますので、この取組を身近な地域の取組として適切に周知していきたいと思っております。

それから6点目、広報のお話をいただきましたが、おっしゃられますように、確かにスマホをお持ちでない方とか、ホームページで周知していますといってもなかなかホームページを見るような習慣がない、できない方というのはおられますので、広報については、広報紙KOBÉとかチラシ、またデジタルサイネージで、駅等でチラシの内容を投影したり、地下鉄・市バス等での駅づくりとか、各公共施設でのポスターというような取組もさせていただいておりますので、広報の取扱いについては今後も検討をさせていただきたいというふうに思っております。

最後、7点目の量になりますけども、皆さんから御指摘をいただいておりますとおり、希望される方に行き渡っていないという現状を把握しております。実際に今まで4か所実施させていただいた中で、受け取れなかったという声をたくさんいただいておりますので、次回の垂水区の垂

水体育館での実施からは、数をできるだけ多く増やす形で、商品と体制を整えて取組をしていきたいというふうに思っております。

長くなりましたが以上でございます。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。8点目を忘れておりました。アンケート調査でされたということなんですけど、年収どれぐらいの方が多く来られていたということは分かりますか。

○黒田福祉局副局長 来場された方の世帯年収についての御質問です。

第3回までのアンケートの集計にはなりますけれども、100万円未満の世帯が全体の24%、100万円から300万円未満の世帯が最も多くて49%となっておりまして、あと300万円以上500万円未満の世帯が11%、500万円以上の世帯が11%ということになっております。来場者の73%以上の方が300万円未満の世帯となっております。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。ということは、当初の目的はほぼ合っているというか、お困りになっている方には——来られた方だけですけどね。来られてない方には届いてないけど、来られた方にはそうやって、順番並んで駄目だった人もいるけれども、例えば前のときに並んで駄目やってという方には、次にはちゃんと優先的にいただけるような、そういう何か方法とかいうのはないんでしょうか。

○八乙女福祉局長 先ほど御紹介させていただきましたアンケートの結果については、前回も取らせていただいて、前回と比較すると今回は、前回の所得層、貯蓄と比べると幅広い世帯の方に来ていただいているというふうに感じております。要はそれだけの物価上昇の中でお困りの方がおられるというところでは感じているところなんですけども、御質問のこれまで受け取れなかった方に対して優先的に対応するということの仕組みというのはいまだに取れないという状況になっているんですけども、これも呼びかけのレベルにはなっていますが、チラシ等で1人1回、春の期間については1人1回だけというふうにお願いをしていますので、来られてない方にぜひ来ていただくということでお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。福祉局がしっかり対応してくださっているのは分かるんですけども、春季でやっぱりいろんな苦情があった分、これは必ず秋には訂正していただいて、できるだけ満遍なく行き渡るような方法というのは、福祉局だけでなく全庁で見直す機会がありますので、ぜひともこれはお願いしたいと思います。

それから、量は、秋にはうんと増やしていただけるということですか。

○八乙女福祉局長 先ほどお話しさせていただいたのは、次回の垂水会場から量を増やす方向で考えているということと、御提案いただきました秋の開催については、また今後の実施状況も踏まえまして、庁内でしっかり議論をしたいと思っております。

○委員（植中雅子） よろしく願いいたします。

以上です。

○委員（宮田公子） 同じく、すみません、フードサポートこうべについてお伺いします。るるあったんですけども、我が会派にもかなりのお声が届いておりましたので、質問させていただきます。

やっぱり一番は、1,000個という限定の中、いただけなかった、電車代、バス代使って行ったのにいただけなかったというお声がやはり多かったと思います。次に、整理券をいただいてから何時間か後に来てくださいという時間に対しても大変だったというお声があったんですけども、

これに対しては、先ほどの御回答では、そのまま、また整理券を配って何時間後に来てくださいという、これは変わらないということでしょうか。

○黒田福祉局副局長 整理券の配布なんですけれども、各会場にそれぞれ大きさがありまして、時間当たりで配布できるキャパシティというのがやっぱり相当違っております。限られたキャパシティの中で、例えば1時間当たりに配れる数というのが決まっておりますので、1度に1,000人近い方に1時間の中で配るということは到底不可能ですので、時間を置いて来ていただくと。ただ長時間待っていただくということが少しでもないようにあらかじめ整理券をお渡しして、並ばない時間を少しでも増やしたいというようなことで、今と同じような運営でやっていきたいというふうに考えてございます。

○委員（宮田公子） ありがとうございます。多分、数を増やして用意していただけるということですので、整理券の数もかなり増えてくるのではないかと考えます。その数に対してまた時間を区切っていくということですので、またすごい時間が全体的にいうとかかってくるようになるのかなとも思いますので、その辺も何かいい策があればまた考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

また、やっぱり配布日が決まっているということで、その日に行ける方しかいただけないじゃないかという不平等感の声もやはりありました。これは致し方ない部分もあるかとは思いますが、今回物価高対策の食支援ということですので、大半の方が食料の物価高の実感を感じておられますので、対象といえば、誰でもいいとなればほとんどの方になってしまうと思うんですが、その点もまた次回秋の開催については、幅広く本当に必要とされている方にお届けが行くように、ちょっとやり方を変えていくことも大事かと思っておりますので、その辺の御見解をもう1度お願いしたいと思っております。

○八乙女福祉局長 先ほどと繰り返しになりますけれども、今回まだ残りの回数がございますので、残りの回数をやはり改善していくということに合わせまして、秋の開催の内容についてどうしていくのか、どのような方法が望ましいのかというところについては庁内で議論をしていきたいと思っております。

○委員（宮田公子） よろしく申し上げます。本当にたくさんの方が——私もですけど、やっぱり物価高を感じながら生活されておりますので、多くの方がすごい喜びになる支援になるように、また考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（前田あきら） 他に。

（なし）

○委員長（前田あきら） 他に御発言がなければ、この際、私から当局に説明を求めますので、この間進行を副委員長に交代いたします。

○副委員長（浅井美佳） 前田委員長。

○委員長（前田あきら） 国民健康保険事業についてお伺いをしたいと思います。

この1年、運営協議会に参画をさせていただきました。運協の議論では、県内の統一保険料の問題ですとか、先ほど御質問もありましたけど、収納率の問題も大分議論になって、留学生は収納率少ないけど、そもそも国民健康保険の事業そのものの恩恵すら受けてないじゃないかということだね、そういう質問もありました。また、それを言うんだったら、いわゆる国保逃れの問題もあるじゃないかということも議論をされる中で、学識の委員からも、広報・周知とともに申

請・減免漏れの防止ですとか早期分納相談など、きめ細かい対応をしてほしいという提言もあったかと思います。

その中で、各委員から出ている意見として、やっぱり煎じ詰めれば、国保加入者がもともと所得水準が低い方が多いんだと。国保の保険料が高いということがネックになってるというのが運営協議会の各委員の認識だったと思います。

先ほど来からも議論がありますように、物価高で本当に暮らしが大変だと。神戸市としてできることはやるべきだということが先ほど来出ているかと思いますが、運協でも私発言をさせていただきましたが、神戸市として保険料の引下げなどやれることがあるのではないかとという観点で幾つかお伺いをしたいと思うんですが、兵庫県が令和12年度に県内統一保険料を目指していると思うんですけども、そうすると神戸市の独自減免等が機能しなくなるのではないかとということを運協でも議論なり説明を受けましたが、今後のスケジュール感はどうなっているのか、まずお伺いをいたします。

○**小林福祉局国保年金医療課長** まず、私のほうから、今後の県下統一化に向けましたスケジュールを御説明させていただきます。

まず、今お話ございました運営協議会と、その中に下部組織として専門部会というところがございます。この専門部会におきまして、来月6月から8月にかけて、現在、国民健康保険の毎年度の決算剰余金、これを積み立てている基金——具体的には神戸市国民健康保険財政安定化基金と申しますけれども、この基金を今後どのように活用していくかという議論を3か月かけて行ってまいりたいと思っております。

今、前田委員長からも御説明ございましたけれども、国民健康保険は、かねてから財政基盤の強化ということが喫緊の課題とされてきました。今兵庫県下でも、これまでは各市町で運営してきました会計を県のほうで現在は一本化して、強化して運営をしてございますけれども、これが令和9年度から兵庫県下統一の保険料率、あるいは減免基準というものが示されます。9年度から11年度というのは移行期間ということで、その間は各市町まだ独自の料金設定ができるんですけれども、12年度からは完全に統一化されるということで、先ほど申し上げました基金を有効に活用するには、9年度から11年度のもう3か年しかないということで、これを集中的に議論しようということでこの専門部会を立ち上げまして、運営協議会の中から少数の委員の方々を選定いたしまして集中的に議論をしていきたいと。現在スケジュールはそうになっているところでございます。

○**委員長（前田あきら）** 今は国保の財政安定化基金があるんだけど、県内統一保険料になるとその役割というのが果たせなくなるというか、そもそも財源不足を補填する理由がなくなるので、基金の使途が変わるといふ、必要がなくなるということなんですけれども、私の記憶では、現在一部を独自控除の見直しの激変緩和に活用してるかと思いますが。先ほどのお話では、なお残余の金額が相当残るはずだということだと思うので、これ被保険者から預かっているお金ということでありますので、これはこの際、保険料の引下げに活用されるべきだと思うんですけれども、現在幾ら基金が残っていて、独自控除の見直しの激変緩和分の今後活用予定分を除いて、大体幾らぐらい基金が使えるのかなのかも含めてちょっと御答弁お願いします。

○**小林福祉局国保年金医療課長** 今現在、約40億円の基金残高がございます。これは今御説明にもございましたけれども、各年度の決算剰余金ということですので、被保険者の皆様からいただいた保険料というのが元になっている、そういった基金でございます。

先ほど御説明ございましたけれども、現在、独自控除の緩和に一部充当しておりまして、それを差し引きますと約20数億円ほどが9年度以降に残る見込みではないかと、そのように考えているところでございます。

○委員長（前田あきら） ありがとうございます。20数億円ということですので、現在の国民健康保険料の加入者が18万世帯で被保険者26万人ですので、いずれにしても本当に活用すれば1世帯1万円以上の保険料の値下げが可能である金額になると思うので、ぜひ今後専門部会を設置されて、基金を活用して、どう活用するかという議論が行われるかと思うんですけれども、ぜひ保険料の引下げに活用していただいて、被保険者に反映させていただきたいというふうに思うんですが、今現在検討している方策みたいなのが、言えるものがありましたらお願いします。

○小林福祉局国保年金医療課長 県下統一化ということは、兵庫県下の市町も同じ状況ということで、あるいは今全国的な動きですので、同じようなことを検討している政令市さんなんかもいらっしゃると思います。ちょっとその辺りにも確認をしましたところ、一番多い意見というのが保険料の引下げにそのまま充当する、あるいは今各市町が独自で設定している減免基準というものをしばらくはちょっと間口を広げる形で、対象者を広げたまま維持をする、そういった原資に充当するといった、そういった御意見とかですね。あるいは将来的に保健事業ですね、例えば健康診断の無料化ですとか、そういったところの拡充に使う、そういった声なんかが聞こえているところでございます。こういったことを踏まえまして、専門部会の中で各分野、例えば医療分野とか被保険者代表の方、そういった方々から幅広い意見をお伺いしまして、原資は保険料ということですので、お支払いいただいた加入者の皆様が一番納得をしていただける、なおかつ持続的な制度運営、これに資するですね、そういった活用方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（前田あきら） ありがとうございます。初めに言われた保険料の引下げですとか、減免を一部継続するという。お金の入れ方は別にして、やっぱりこれだけの金額を活用すれば、当然1世帯当たり1万円規模の負担の軽減というふうにつながると思います。先ほど来、物価高騰で本当に今困ってる中で速やかに届けると。物を配るのではなかなか大変、届いてないという話もあるので、やっぱり保険料の軽減措置というのをやればストレートに被保険者に反映するかと思います。

国民健康保険料の引下げについては、保険協会さんや民主商工団体などから要望が繰り返し出されていまして、我が会派も予算組み替え提案で基金の活用を提案してきたところであります。専門分科会と次期の運営協議会で御意見を受けて対応するということになりましたが、3か月間ぐらいで議論されるということですので、ぜひスピード感を持って被保険者の負担軽減に取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、ぜひスピード感を持って被保険者に返すという決意を局長、御答弁いただけますでしょうか。

○八乙女福祉局長 先ほど課長のほうから説明させていただきましたように、基金の活用方法について幾つかの案がありますので、専門部会の先生方の専門的視点からの御意見をいただきまして、一定の方向性を今年度中に固めていきたいというふうに思っております。

○委員長（前田あきら） 今年度中ということですが、専門分科会と運協は9月ぐらいには結論出されると思いますので、速やかに負担の軽減、一刻も早い軽減に活用していただきたいということ要望して、質疑を終わります。

○副委員長（浅井美佳） それでは進行を委員長に戻します。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑がなければ、福祉局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

それでは、ここで次の健康局が入室するまでの間休憩といたします。

なお当局が入室後、委員の皆様がそろい次第、再開したいと存じますので御了承願います。

（午後 1 時 57 分休憩）

（午後 2 時 3 分再開）

（健康局）

○委員長（前田あきら） ただいまから福祉環境委員会を再開いたします。

これより健康局関係の審査を行います。

それでは、報告事項 1 件について、当局の報告を求めます

○熊谷健康局長 健康局でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、報告 1 件について御説明申し上げます。

令和 9 年度国家予算に対する提案・要望のうち健康局関係分について御説明します。

委員会資料の 1 ページを御覧ください。

まず、原油価格・物価高騰対策としまして、1. 市民生活・市内事業者等を守る取組みへの支援ですが、1) 市民生活の維持に対する支援として、医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援を、3) 公立病院への支援として、公立病院の運営等に係る財政措置の拡充を要望しております。

2 ページに移りまして、重点項目 6－2. 暮らしの安全・安心を守る取組みの推進ですが、2) 火葬場整備等への支援として、火葬場の整備等に対する新たな財政支援を、5) 水環境保全対策の推進として、有機フッ素化合物（P F A S）に対する総合的取組みの推進を、3 ページに移りまして、8－1. 保健・福祉・医療の充実ですが、1) 予防接種制度における適切な財政措置として、定期接種に対する財政支援及び健康被害対策、予防接種事務デジタル化に向けた十分な財政措置を要望しております。

4 ページに移りまして、その他項目 5. 保健・福祉・医療の充実ですが、1) 地域医療提供体制の整備として、不足する産科、小児科等における医師確保に向けた施策の推進、小児救急医療及び周産期医療体制の確保に対する財政措置の拡充、二次救急を行う民間病院に対する財政措置の創設を、4) 障害者等に対する保健福祉施策の充実として、措置入院患者等の地域移行への継続的な支援体制の構築に対する新たな財政措置を、6) 保健衛生施策の充実として、歯科口腔保健対策の推進に向けた取組み等の充実、带状疱疹ワクチン定期接種対象者の拡大、5 ページに移りまして、おたふくかぜワクチンの早期の定期予防接種化、ウイルス性肝炎対策に対する財政支援の拡充、指定難病医療費助成制度における患者負担の軽減、若年の末期がん患者の在宅ケアに対する新たな財政支援、がん患者のアピアランスケアに対する新たな財政支援、回復期リハビリテーションに対する診療報酬の見直しを、7) 地域包括ケアシステム構築のための施策の一層の充実として、地域医療介護総合確保基金における指定都市への配分枠の設定を要望しております。

以上、報告1件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前田あきら） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

報告事項令和9年度国家予算に対する提案・要望のうち健康局関係分について、御質疑はございませんか。

○委員（高橋としえ） 先ほどの福祉局についてもこういうお話ございましたけども、医療機関の運営に対する支援、医療物資等の安定供給についてお伺いします。

医療機関が特に医療材料、医薬品の供給不安を懸念する声を耳にします。現在、市内の医療機関ではどのような状況を把握なさっているのか伺いたいと思います。

○熊谷健康局長 神戸市民間病院協会にお聞きをしたところ、中東情勢の影響により一部の医療資材の供給が不安定になっているといったお話は出ていますが、現状は診療に影響が出ているような話は上がっていないというようなことでございました。

また、神戸市医師会にお聞きしたところ、現状は医療物資の不足等で困っているような話は上がっていないというようなことでございました。

このように、現状は市内医療機関において直ちに診療に影響を与えるような状況は生じていないというふうに考えておりますが、医療資材の高騰がいつ落ち着くのか、あるいは今後安定的な供給が確保されるのかなど、先行きについては不透明な状況にあります。そのため、安定供給の確保に向けた取組強化や医療機関への必要な支援を今回も求めているところでございます。

現在、国におきましては、厚労省・経産省が共同で中東情勢の影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保対策本部を設置し、安定供給に向けた総合的な対策が講じられているというふうに承知をしておりますが、本市としましても引き続き市内医療機関から情報収集を行い、実態把握に努めるとともに、情勢の変化を十分に注視しながら、国への要望を含めて対応していきたいというふうに考えております。

○委員（高橋としえ） 御答弁ありがとうございます。今直ちに心配するような状況じゃないということを医師会とか現場から聞いておるといって御報告でございましたけれども、やはり現場と当局の見解と少し乖離があるというのも若干感じているところでございます。ですから、実態把握にさらに努めていただきまして、医療提供に影響を生じないように引き続きよろしくお願いしたいと思います。

次に、公立病院等に係る財政措置の拡充、建築単価の見直しについて伺いたいと思います。

要望にもありますように、近年の建設コストは高騰し続けておりまして、資材価格の上昇、人件費の増加、設備機器の高騰、災害対策対応、建設事業者不足などの要因により病院建築単価は数年前比で大幅増加となっておりまして、交付税算定における増額は十分とは言えないと認識しております。

神戸市は、西市民病院の再整備事業を進めておりますが、建築コスト高騰に関しての見解を伺いたいと思います。

○渡辺健康局副局長 ただいま建築コスト高騰に関する御質問をいただきました。

委員御指摘のとおり、近年の建設コストは高騰し続けておりまして、西市民病院の整備におきましても、令和5年の基本計画改定時点では、総事業費で340億円としておりましたが、令和7年の基本計画改定時におきましては、総事業費で605億円の見込みとなったところでございます。

このように、建設費が高騰する中でも、基本計画の改定に当たりましては、1床当たりの床面積や駐車場台数の見直しなどによりまして事業費の83億円の見直しを行ってきたところでございます。

一方で病院整備に係る地方交付税の平米当たりの上限につきましては、令和4年度の1平米当たり47万円から毎年度引き上げられており、令和7年度には59万円、令和8年度には85万円まで引き上げられてきましたが、委員御指摘のとおり、昨今の状況を踏まえたと十分とは言えない状況でございまして、さらなる引上げが必要ではないかと考えているところでございます。

そのため、公立病院が行政的不採算医療などの公的な役割を担いますよう、交付税措置算定における建築単価というものを実勢価格に見合った単価へ見直すように引き続き要望するものでございます。

今後とも事業費の精査・抑制に努めてまいりますとともに、機会を捉えまして建設単価の見直しについて要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（高橋としえ） 最後意見としてまとめますが、今高騰対策についてお伺いしましたが、私は市民生活を守っていただくために、初期投資抑制というお話もございましたが、それも大切ですが、長寿命、災害対応、運営効率の観点も重要と考えております。当然のことではございますが、将来への投資と考えて30年から50年の運営コスト、将来改修容易性も考慮していただきまして、長く使える質のよい病院整備といった視点で計画をさらに進めていただきたく御意見申し上げて終わります。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） 4ページの歯科口腔保健対策の推進なんですが、いわゆる国民皆歯科健診の具体的な検討と財政支援ということで、神戸市として、今どのような歯科口腔保健対策の推進、財政支援が欲しいということですので、こういったものに充てたいがためにこういう要望をしておられるのか、どんなことを今計画しているのか、教えていただきたいと思います。

○渡辺健康局副局長 ただいま歯科口腔保健対策の財政支援について御質問いただきました。

本市が要望しております財政につきましては、大きく2つの趣旨で求めているものでございます。

1つ目は、国において国民皆歯科健診に向けた具体的な取組を検討しているところということで、そうした中で、具体化に当たり、その制度設計と併せて自治体の負担に十分配慮した財政措置を講じていただきたいという趣旨で要望を行うものでございます。

2つ目は、ただいま御質問にございましたような神戸市の取組について財政支援を要望するものでございます。具体的には、本市ではこうべ歯と口の健康づくりプランを定めまして、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた歯科口腔保健対策を実施しているところでございます。御承知のとおり40歳・50歳・60歳を対象とした歯周病検診、それから65歳・75歳を対象としたしましたオーラルフレイルチェック。また今年度からは、歯周病検診につきましては30歳を対象に広げて実施を始めるところでございます。さらにフッ化物の利用といたしまして、1歳半及び3歳児の乳幼児健診でのフッ化物塗布事業、それから小学校におけるフッ化物洗口を令和7年度から全校実施をしてございまして、現在、段階的に対象を増やしているところでございます。これらの取組について、補助率が低いものや、小学校におけるフッ化物洗口のように一般財源のみで賄っているものもあるため、これらに対する補助率の引上げ、あるいは新たな財政支援の実

施など、より実効性のある財政支援の充実が必要であると考えておりまして、このたび国に対して財政支援を要望するものでございます。

以上でございます。

○委員（岡田ゆうじ）　ありがとうございます。2点重要なことを言っていただきまして、1個目の節目検診は、私も本当に10年前、議員になったばかりのときに質問したときは、40の次は60で、人生で2回しか節目検診がないというのが熊本と神戸だけだったんですね。そのとき既に名古屋は25歳から5年ごとの節目検診というのを実施してましたから、今30まで拡充していただけるということで、その当時に比べたら相当、一番どべだった神戸市も頑張って追いついてきたなと思うんですが、そういう名古屋市のような、いわゆる本当の5年ごとの節目検診を実施しているところもありますので、まさにここに書いてある生涯を通じた歯科検診という意味で、これまで皆さんの努力で大分、すごい拡充してきましたけども、さらに国の予算を受けて、支援を受けてやっていただきたいと思います。

もう1つのフッ化物洗口については、もう新潟県でエビデンスが出てますので、圧倒的に、間違いに虫歯が少ないというのが何十年も成果で出てますので、ぜひこれについても神戸市まだまだやっているとところは少ないですから、先頭に立ってやっていただけるようお願いしたいと思います。

2点目は、3ページ目にある予防接種、3～4ページにある予防接種なんですが、定期接種については書いてあるんですが、私たち神戸市——この間ハンタウイルスの問題も出ましたが、本当に前の花田局長の時代からおられる方もたくさんおられますけど、本当に神戸市というのはワクチンの問題で苦労したんですね。全国でニュースになっちゃったんですけど、凍結をしなくちゃいけないワクチンの温度調整が失敗して、何人分なくなっちゃったとかですね、要は自宅療養をせざるを得ずにお亡くなりになった方が出てしまった。花田局長も涙ながらに会見をされてましたが、私たちその頃——つい3～4年前の話ですけど、その頃を思うと、もう全く僕らコロナのときの大変さというのを忘れてしまったなと思うわけですね。ハンタウイルスの問題もそうなんですけども、やっぱり私たち、今大事なことは、次必ず起こり得るコロナの次のパンデミックに対して、自治体としてできることはもちろん備えておかなきゃいけないんですけども、国に対してちゃんと備えてほしいということを要望し続けることが大事なんです。

今現状どうなっているかというと、例えば外務省なんかは、感染症対策グローバルファンドへの3年間の拠出を前の期間は約10億8,000万ドル出しとったんです。だけど最新の3か年計画では5億2,000万ドルへ半減させました。感染症対策に対する基金ですね。これ報道でも大きく出たわけなんですけども、こうした流れがどんどん、もうコロナは終わったし、もうええかみたいな感じで、どんどんワクチンの開発、感染症対策に対する国際的な医療枠組みに対しての拠出が減っていくと。また同じコロナが起こったときに、日本にワクチンがない、神戸にワクチンがない、けどアメリカにはあったわけですよ、中国にもあったわけですよ。2021年の元旦にすごいスクープが出たことがあって、何かといったら、日本の金持ち、企業経営者が中国でまだ未承認のワクチンを金を出して打ってたみたいなニュースがあったんですね。だから、発展途上国にワクチンが届かなくて、えらいパンデミックも起こったし、変異株も発生したんですけど、実は日本もワクチンは届いてなかったんです。アメリカはオペレーション・ワープ・スピードという、アメリカ優先主義で第1次トランプ政権はやってましたし、中国は中国でそんな形で、未承認のものを日本に持ってきてたぐらいですから、だから一番あおりを受けたのは我々自治体でありま

す。だから、定期接種のワクチンの問題、また感染症対策も別個に書いてもらってるんですけど、ぜひ、外務省なり厚生労働省が今医療枠組みに対しての出資を大幅に減らしていることに対して、自治体の側から、特に神戸市というのは本当にコロナでいろんな形で注目も浴びましたし、いろんな形で先頭に立ったわけですから、予算は減らさないでほしいと。

1 番の焦点は、G 7 伊勢志摩サミットを契機に、日本が主導して今やってる C E P I——感染症流行対策イノベーション連合というのがあるんですね。アメリカと中国はそうやってワクチンに対して自分たちで備えちゃってるんでお金を出してないわけです。だから今、C E P I を運営しているのは日本と E U と——ドイツみたいなヨーロッパ諸国と、あとビル・ゲイツのゲイツ財団だけなんですね。だから米中はお金出してないんです。日本も撤退をするとなると C E P I はこれから運営が行き届かなくなるんです。そうなるとうどうなるかといったら、もうアメリカ・中国にワクチンを頼らざるを得ない。またコロナで同じことが起こるということになりますから、ぜひ国に対してね、今回ハンタウイルスの問題がちょっと出たことはいい契機ですから、新たなパンデミックに備えるためのワクチン開発、ワクチン研究のための国際的な医療、この官民連携に対してもっと出資をしてほしい。もっと貢献をしてほしい。それがひいては我々自治体に最終的に返ってくるんだという要望をですね、ちょっと 1 点どこかで盛り込んでほしいなというふうに思っているわけではありますが、現在のところの見解をお伺いします。

○楠健康局保健所長 感染症危機における備えとしましては、ワクチン開発等、供給体制の強化は極めて重要であり、先般の新型コロナウイルスの世界的流行に際しても、ワクチン接種により新型コロナウイルス対策が大きく前進したと認識しております。

また一方で、当時の新型コロナワクチンにつきましては、国内での生産が行われておらず、国が一括して輸入し、国内へ配布せざるを得ない状況であり、開発・製造・供給等の課題も浮き彫りになったと認識しております。

これらを踏まえまして、国におきまして、令和 3 年度にワクチン開発・生産体制強化戦略を策定し、また、感染症有事にはワクチンだけでなく治療薬、診断薬を含め様々な手段による多層的な対応が必要となることから、令和 7 年度にワクチン戦略の全面的な改定を行い、感染症危機対応医薬品と——これらにはワクチン治療薬・診断薬等が含まれており、これらと生産体制強化戦略を策定して、世界トップレベルの研究開発拠点形成、製造拠点の整備、委員御指摘の国際的な枠組みへの拠出といった国際協調の推進などが行われていると認識しているところであります。

本市としましても、ワクチンの確保、適正流通に関わる平時からの取組は大変意味があることと認識しておりますが、国際的な調整や法整備の運用など、国家レベルでの具体的な施策の推進につきましては、国と地方公共団体との役割分担を踏まえて、国の動向を見守りたいと考えております。

○委員（岡田ゆうじ） 途中までよかったんですけど、ちょっと落ちが寂しかったんですが、新型コロナで脅威が判明してから、もし仮に 100 日以内にワクチンが利用可能だったら、世界で 830 万人以上の死亡が回避できた。低・中所得国だけでも 480 万人の命が救われたと。経済損失で言えば 1.4 兆ドルを防げたというふうに言われてるんですね。これは C E P I 3.0 の 100 日ミッション、だから脅威が判明してから 100 日以内にワクチンを世界中に広げようということを日本の伊勢志摩サミットで提唱して C E P I をつくったわけです。今、所長おっしゃっていただいたとおり、日本は非常に重要なことだから、そういうこともやってますって言ってるわけです。でも実際には、C E P I に対して——いわゆる感染症グローバルファンドに対して拠出を半額にしちゃった。

やっぱり世間の目があって、財務省の厳しい査定があって、そんなODAみたいなものに幾らも使うともったいねえよみたいな、海外に使うのもったいねえみたいなことの声もあるわけですね。だけど、CEPIに対する投資というのは、さっき言ったみたいに米中がまた次のパンデミックが起こったらワクチンを独占しちゃいますよ。日本を救うために、また神戸の自治体の立場から市民を救うために、やっぱり必要な研究投資ですから、医療産業都市を持っている我々ですから、ちょっと前まで、もうなくなっちゃったけどWHOもあったぐらいですから、神戸というのは。そういう意味では、ぜひこうしたグローバルファンドから、感染症対策の国際連携に対してもっと国は力を入れてほしいということを神戸が言うことというのは、非常に価値があると思いますので、またちょっと検討してもらいたいなということを要望して終わります。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（前田あきら） ではこの際、健康局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） さっきの国家予算要望でやってもよかったんですけど、中東情勢の影響を受けて、特出しでこういうふうに書かれたというのは非常に大事な事かなと我々も思っていて、さっきの福祉局ではそういう文言がなかったので、何で福祉施設は国家予算要望をしないんだって言ったぐらいなんですけども、先ほどの局長の答弁で、直ちにではないが不透明だと、だから支援が要るんだっていうね、ここは大事な事かなと我々も思っていて、やっぱり医療の現場で言うと、やっぱり足りなくなり始めてるんですよね。例えばグローブであるとか輸液バッグとかセット、シリンジとか、いろんな医療資材の安定供給の支援というのがどうしても必要だと現場からは言われてまして、もちろん国にも要望するんだけど、神戸市としてはちょっとどういう対策を取っているのかというのをちょっとお示しいただきたいなと思ってるんですが。

○筋健康局部長 神戸市の対策のところでございますけれども、神戸市といたしましては、先ほども御答弁させていただきましたけれども、ふだん我々と関係の深い民間病院協会であったり医師会のほうからお話のほうをお聞かせいただいて、情報収集まずさせていただいているというところでございます。

今、国においてなんですけれども、製造・販売業者あるいは医療機関から情報提供の窓口を設けてございます。併せて災害医療など非常時に用いられる広域災害救急医療情報システム——EMISと呼んでおりますけれども、こちらでオンラインでの報告のシステムということのを設けさせていただいて、医療物資など医療現場での供給状況の把握ができる体制を構築しているというところでございます。

現在、国においてEMISとかも使いまして——EMISなんですけれども全ての病院、あるいは有床診療所なんか登録対象となっていてございまして、こちらのほうから多くの医療機関の情報を迅速に把握できるような仕組みを取っているところでございます。

中東情勢の影響というところに関しましては、神戸市に限らず全国的な問題であるというところもございまして。あとは国においてEMISであったり情報提供の窓口というところを設けてございまして、現在、迅速な情報把握に取り組んでいただいているというところで、市独自で今のところ情報収集のような窓口を設けたりというようなところは考えてはいないところではありますけれども、本市としても引き続き神戸市民間病院協会であったり神戸医師会を通じて情報把握に努めていきたいというふう考えているところでございます。

○委員（味口としゆき） ほかの業種もそうですが、やっぱり開業医の人とか、そういう人から

もよく聞き取りする必要があるかなと思ってまして、やっぱり手袋なんか本当節約してますよと言われてますのでね。市として医療資材の供給体制の定期的な調査とか、それから供給見通しの公表、こういうのはやっぱりどうしても国任せじゃなくて、必要な段階に来てるのかなと思ってんですが。重なる部分はもう結構ですから、ちょっと端的にお願いします。

○**筋健康局部長** 我々といたしましても、ほか、例えば歯科医師会であったりとか薬剤師会なんかともやり取りをする機会も多くございますので、その辺りの状況も踏まえまして、もちろん民間病院協会であったり医師会とかというのもふだんからある程度関わりがございますので、情報収集に引き続き努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**委員（味口としゆき）** それともう1つ、マスクとかの資材不足になった場合なんですけども、神戸市の備蓄放出なんかも当然検討されるべきかなというふうに思ってるんですが、その辺りはどうですかね。

○**筋健康局部長** 先週になるんですけれども、5月14日、国のほうから通知が出ておりまして、かねてから報道でありました5,000万枚のマスクの放出というところで今週から手続が入っていくというような形で聞いております。基本的には国のほうで、現在備蓄のものに関しては、手続踏んだ上でということにはなりますけれども、放出ということで、かなり神戸市だけじゃなく、先ほども申し上げました国全体の話というところでもございますので、対応していただいているというところでございます。そういう点からしますと、やっぱりある程度国のほうで動いてるところを我々も引き続き注視していくということがまず第一かなというふうに考えているところでございます。

○**委員（味口としゆき）** 国の情報を僕も見ただけど、今度は大丈夫なマスクなんですかね。コロナのときのアベノの何とかいうやつじゃないんだよね。

○**筋健康局部長** すみません。今ちょっと私マスクって言っちゃったかも分かんないんですけど、医療用の手袋の話でした。申し訳ありません。訂正させていただきます。

○**委員（味口としゆき）** だからグローブを、そうだな。マスクは、例えば神戸市では備蓄があって、足らなくなったらこうとかいうのはまだ考えてないということ。

○**筋健康局部長** 現在のところは国のほうでの情報収集とかというところもございまして、マスクにつきましては、ある程度我々のほうで医療機関、医師会等とお話をさせていただいているところでは、単価の上昇というところは結構大きいというようなところも聞いてはございますけれども、マスク自体が代替品も含めてなくなっているというような状況まではまだお聞きしていない状況でございますので、引き続きその辺りも含めて情報収集には取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○**委員（味口としゆき）** 分かりました。ちょっと国任せ過ぎるかなと。神戸市の対策も取ってって、医療現場に不安がないように、やっぱり解消していくようにしていただきたいなと思ってます。

ちょっと国家予算要望のほうに戻るんですけども、医療機関等に対する必要な支援というのは、例えば、供給不足による、今価格上昇の話も少し出ましたけどね。やっぱり診療報酬上の特例とか、そういうのも国に求めていくということで国家予算要望をしとうということでもいいんですか。

○**筋健康局部長** ただいま診療報酬というところございました。診療報酬に関しましては、基本的には、我々としては2年に1回というところでの更新というような形で理解をしているところでございます。診療報酬の部分に関しましてですけれども、先日、特に去年度になるんですけれど

も、令和7年の国の補正予算なんかで、医療・介護等支援パッケージの緊急措置なんかもなされたところがございます。我々といましては、財政支援という言葉も入れさせていただいておりますけれども、このような形で国のほうで、なかなか診療報酬というところは、2年置きということが、期間が区切られているというところは、やはりかなりの議論を含めた上での診療報酬ということになっているかと思いますので、対応ができるというところで様々な財政措置を含めたような対応をしていただきたいということで、要望をさせていただいているところがございます。

○委員長（前田あきら） 他に御質疑。

○委員（川内清尚） 1点確認も含めてちょっとお伺いしたいんですけど、垂水区の関係なんですけど、神戸徳洲会病院については、昨年の10月に本市によって医療安全管理体制の確立が認められたところでありまして、ちょっと気になっておりますのは、やはりその後ですね。医療安全の取組とか、それからまた医師の確保、段階的に増やしていくということなんですけど、その辺のところは順調なのかどうか。まずはちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○熊谷健康局長 昨年10月6日に医療安全管理体制の確立を判断して以降、10月23日、それから年が明けて3月13日に立入検査を行い、インシデントに対する報告・検証状況やカルテの記載、それからインフォームドコンセントの状況について確認を行っております。インシデント報告数は、総数及び医師からの報告件数とも目標水準を維持しております。それから、報告された内容は、レベル別に事後検証が適切になされている。説明同意書の使用率は100%を達成するなど、医療安全活動を適切に進めているというふうに判断をしております。

また、7年8月時点では医師数は23名でしたが、その後、医師3名を増員し、令和8年4月時点では26名となり、目標であった医師数25名を達成しているということも確認をしております。

さらに、移転・再整備に伴い機能強化をする産科・小児科・救急科につきましても、医師の現時点の目標数を確保しているということを確認しております。

保健所では、通常年1回の医療監視を2～3回に増やして実施をしており、引き続き医療安全の取組について確認をしていきたいというふうに考えております。

○委員（川内清尚） この問題については、本来ならば令和7年2月——去年の2月に完成して供用開始しておかなければならなかった事案なんですね。いろいろありまして、3年、4年遅れて、今のところ令和10年とかいうことを聞いてますけど、まだこれから工事の進捗状況によっては分かりませんが、1点、徳洲会のホームページ見たら、いまだに令和7年2月供用開始とかって書いてるんですね。まずはこの辺から直していかなくちゃいけないと思いますわ。もう全然問題意識がないなという感じがします。やっぱりみんな気になって見ますのでね。特にやっぱり垂水区民は、救急病院ということで気になってますので、まずはこの辺のところはぜひすぐにでも直していただきたいということと、あと新病院についていろいろ取組、ざっと見ますと、当初の計画よりえらい何か土地も、周囲のほうも広がってきて、ここどないするのかなというようなところも若干見受けられて、よく質問来んですけど、あんまり分からないので答えられてないんですけど、その辺のところも含めて、答えていただける範囲で結構なんですけど、その取組というのは本当に順調に進んでいるかどうか、その辺をお伺いします。

○熊谷健康局長 徳洲会のホームページにおきまして、令和2年に公表した事業計画という意味で、従前のスケジュールが載っているというような状況になっているようですので、これにつきまし

ては誤解がないように、改めるように申入れをしたいというふうに思っております。

それから、再整備につきましては、昨年の10月に医療安全管理体制の確立を判断したことから、徳洲会と再整備についての協議を再開しているところでございます。整備事業計画を公表してから6年が経過をしており、病院整備を取り巻く社会情勢についても大きく変化をしているということです。徳洲会からは、現在、最近の世界情勢や建設費の高騰を踏まえた整備スケジュールの整理・検討、それから医療安全管理体制に関する改善措置を踏まえた病院整備事業計画の精査を進めているところと聞いてございます。

今後ですけれども、徳洲会からは、本年夏から秋頃を目途に改めて整備計画を公表することを目指しているというふうにお伺いをしております。その中で委員御指摘のありました、もともと垂水養護学校、それから垂水体育館の敷地を定期借地——市有地を定期借地でお貸しして、そこに建設をするという計画でしたけれども、その後の徳洲会のほうで動きもありましたので、そういったことも含めて、どういった整備をするのかについて今精査をしているというふうに伺っております。

新病院の開院時期につきましては、従前の整備計画どおりの病院開設に係る事前手続や、建設工事期間を単純に当てはめたとしましても10月の委員会で当初の開院予定より少なくとも2年半程度は遅れるのではないかとというふうに御答弁申し上げたところなんですけれども、そこからさらに半年、7か月が経過しているということです。少なくとも3年以上は遅れてくるのではないかなというふうに考えてございます。

今後の整備スケジュールを含めまして、できるだけ早く改めて整備計画をお示しできるよう、徳洲会と精力的に調整を行っていききたいというふうに考えております。

- 委員（川内清尚） 最後要望しますけど、やっぱり神戸市の西部のほうですね、垂水区とか西区とか、須磨区も含めて、特に垂水区はやはり産科、それから小児科救急、この辺のところは本当に待ち望んでいるところでございますし、また、子育て支援対策のことを考えても、やはり24時間の小児救急医療体制の構築というのも絶対に欠かすことができない項目だと思いますので、ぜひ、どこまでこれから神戸市が関与していくのかというのもまだ未定のところもありますけど、ぜひその辺のところはやはりしっかりとこれからもフォローしていただいて、対応していただいて、早く病院が完成するようによろしく願いいたします。

以上です。

- 委員長（前田あきら） 他に。

- 委員（堂下豊史） 三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編・統合による新病院の基本設計が、あるいは概要が先日三田市から発表されたところです。周辺の住民からたくさんお声をいただいてまして、今日はそのお声を伝えさせていただきながら、課題整理させていただけたらという趣旨で質問をさせていただきます。

病院整備の主体は三田市であり、周辺の道路整備についても主体は三田市であることは承知してるんですけども、その上で健康局はあくまで調整・支援の立場であるということも承知はしてるんですけども、お声をお伝えして、引き続き調整・支援をしていただければなという趣旨で2点質問させていただきたいと思います。

まず、渋滞対策なんです。これは昨年もこの常任委員会で、周辺道路の渋滞対策についてはお尋ねをしてきたところなんですけども、改めて昨年の御答弁なんかも踏まえまして今日は質問させていただきたいと思います。

長尾交番前の交差点の渋滞です。昨年10月の常任委員会で梅永部長から、北神中央線の南北方向の車両は赤信号で止まると1回の青信号で通過できないという趣旨の御答弁があって、そういう認識が示されたところです。そういう意味で、既に交差点の交通車両の処理能力が現在の交通量に追いついていないという御認識を示されたのではないのかなと思いますし、私もそういう印象でいます。

一方で、東西方向については、既に今建設局のほうで、今後概略設計、あるいは本格設計をしながら渋滞対策を行っていただくということは聞いています。今日は北神中央線のほうに絞って質問させていただきます。

こちらについても、例えば中央分離帯の切下げであるとか、あるいは交差点の拡幅であるとか、こういったハード面の対策に加えて、信号の見直し、時間の見直しとか、あるいは方向別に信号を分けるとか、そういうソフト面の対策も今後必要になってくるんだろうなと思います。今後そうした観点で、三田市のみならず建設局あるいは警察との協議が必要になってくると思うんですけども、健康局として、今後この課題についてどう関係者へ働きかけをいただくのか、御見解をいただきたいと思います。

また、設計に当たっては——今後こうした課題について、対策をする上での設計に当たっては、やっていただいていると思うんですが、地元の長尾町だけではなくて、もう少し範囲を広げて——範囲を広げてというか、この道路をやはり多くふだんから、生活道路というか生活圏の中で使われる鹿の子台とか、あるいは上津台など、周辺の住民に丁寧に、私が今聞いているような声を丁寧に聞いていただきながら、今後の設計に反映をさせていただきたいと考えてますが、この辺りについても御見解をいただけたらなと思います。

○熊谷健康局長 新病院の周辺道路の状況につきましては、日常的に車両の渋滞が発生している旨の地元住民の方の声を踏まえまして、委員からも御紹介いただきましたけど、長尾線東行きの右折レーンにつきましては、現在建設局において延伸することを具体的に検討いただいているというところでございます。

北神中央線南行きの長尾交番前交差点におきましては、右折レーンの待機車両列が直進レーンまで延伸することで直進する車にも影響が生じているというふうに承知をしております。対応策といたしまして、右折レーンの待機車両列は右折レーン内に収めて、直進車両の通行を妨げないということが重要だというふうに考えておりまして、このたびの病院整備の際に、もちろん北行きの長尾南交差点の右折レーンも設けるんですけども、長尾交番前交差点の南行きの右折レーンにつきましても延伸をするということを検討しているところでございます。

それから、信号の点灯時間につきましても、三田市において、当該道路改良と併せて警察と協議を進めているところであり、引き続き健康局としても三田市と連携しながら、関係者との間で議論を行い、実効性のある対策を検討していきたいというふうに考えてございます。

今後も本市としまして、健康局としまして、新病院の実現に向けて引き続き三田市と連携するとともに、また地域の方からの御意見を踏まえながら、関係者の間で課題の共有を行い、整備に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員（堂下豊史） ありがとうございます。今の課題を踏まえた上での対策が今テーブルに乗って、関係者が課題を共有して、前に進んでいただけるという趣旨の御答弁でしたし、私も一定安心をいたしました。早速地域の方にもね、懸念されてる方に、今の局長の——局長にも答弁いただいてありがとうございます。しっかりと伝えていきたいと思います。

1点確認なんですけれども、今長尾線のほうで触れられたんですけれども、東行きの右折で中央分離帯の切下げによる右折レーンを伸ばすということに加えて、西行きについても同様の対策をするという形で、私建設局から聞いておりまして、その辺りも改めて確認をいただけたらと思います。東西両方右折レーンをより長くするというふうに建設局からは聞いてますので、そういう認識でよろしいですね。うなずいていただいておりますので、よろしいかと思っておりますので、そういう方向で伺ってますし、そちらと合わせて、繰り返しますけれども、今、北神中央線についても、南行きのみならず北行きも混んでるということもありますので、その辺りも含めて、より地域の声を聞きながら引き続き進んでいただければと思います。

あと一方の課題は宅原線の拡幅です。こちら地域の方からお声をいただきました。新病院の主な出入口は宅原線の敷地の北東部に設けられてます。ここには来院の車両であるとか送迎の車両、さらには救急外来の3系統が宅原線を経由して入る設計になっているというふうに動線図上では承知をしております。

しかし、宅原線は今のところ地域の生活道路としての性格が強くて、開院後の交通量を受け止めるには拡幅整備が必要だという声を住民の方から聞いており、私自身も新病院の開院までにはこの道路の拡幅は必要なのではないかなという印象を持っています。こちらについても三田市のみならず建設局あるいは警察など関係者との協議が必要になってくるのではないのかなと思うんですが、こちらについても現時点での協議状況、あるいは健康局としての御認識、今後どう関係者へ働きかけていくのか、御見解を伺いたいと思います。

○**筋健康局部長** 宅原線でございますけれども、今委員御指摘いただきましたとおり、新病院の主出入口が宅原線になるということになってございます。こちら地域の方々が生活道路として利用されているということは、我々も認識をしておるところでございます。新病院の整備に当たりましては交通量の増加が見込まれるというところもございまして、道路の改良というのは必要だというふうに考えているところでございます。病院敷地の北側の宅原線につきましては、拡幅整備を行いまして、新たに歩道を設けることで、車両と歩行者の動線を分離させるという方向で三田市において検討を行っているというところでございます。

道路整備に当たりましては、道路管理者である建設局、あるいは警察も協議・調整が必要不可欠というところになってございます。現在、新病院の整備事業者である三田市が主体となって、密に連携・調整、我々も含めて行っているというところでございます。

新病院の設置場所は神戸市内ということもございまして、健康局としても調整状況を十分に把握しまして、必要に応じて働きかけを行いまして、今後も関係者間で連携して取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**委員（堂下豊史）** ありがとうございます。こちらについても拡幅の方向ということの趣旨の御答弁がありました。こちらについて早速地域の方にお伝えしたいと思います。

これからは要望をさせていただくんですけれども、一方で、宅原線に加えて、新病院建設予定地の周辺は、いわゆる田んぼが広がっている地域ですし、その周りを農道が囲んでいるというような地域ですので、それに伴う懸念もいただいております。今日は要望という形でお伝えしますので、今日の内容も早速関係者のほうには伝えていただければと思います。

1点目は、歩行者あるいは自転車の動線なんです。来院される方の動線です。発表された計画上では、一般来院者の出入口は、自家用車を前提とした位置にあるのではないのかなと思うんですね。この辺りはまた今後、当局とのやり取りの中で確認もさせていただきたいので、今日は

要望ですので御答弁結構ですけれども、そういう印象を持たれた方から徒歩、出入口から建物までの動線が長いので、しかも上り坂を歩いていくことになり、高齢者あるいは障害を持たれた方には課題があるのではないかと声をいただいています。これ1点です。

それと2点目は、先ほどの宅原線にも関わることなんですけれども、事故リスクなんですね。周辺の幹線道路176号線方面からの来院者が新病院の建設予定地まで、いわゆる農道を抜け道として利用することに対する懸念の声を聞いております。中でも新病院の主な出入口から東に約200メートルの交差点なんですけれども、ここも私よく通る交差点、本当に危ないなというふうに感じている交差点なんですけれども、周辺が、田んぼののり面がありまして、いわゆる段々になってるんですね。いわゆる擁壁のように交差点の壁のようになっていることもあって見通しが悪いです。事故防止のために既に埋め込み式の点滅ライトがそこには設置をされてるんですけども、それでも過去複数回の衝突事故が発生しているというふうに聞いてます。土地カンのない方が、来院の増加によって事故リスクはさらに高まるのではないかと懸念をされてますので、今後設計していく中で様々な道路を、徒歩とか自転車、来院者の動線整備、さらには今申し上げた農道の抜け道対策についても関係者間で協議を進めていただくよう要望したいと思います。

それともう1点、動線設計の妥当性なんですけれども、三田市が公表した基本設計概要によれば、幹線道路の1つである北神中央線に沿って職員の方、それと救急車、それとバス・タクシー、3つのグループの出入口が計画には設けられているんですね。ところが事前に当局に確認したところ、南側、神戸市側から北上して進入する場合、本線をまたいで右折をして病院敷地に入っていくのは設計上救急車だけというふうに聞いてるんですね。他方の職員とかバスとかタクシーは、もう少し先まで北上して、2回の右折を経て病院の敷地の裏側から病院に進入していくような動線になっています。つまり、職員・バス・タクシーにとって、北神中央線沿いの、いわゆる開口部がありますけれども、実態としては出口専用だというふうに認識をしています——伺った御説明によると。にもかかわらず計画図では出入口というふうに記載をされているんです。あたかも北神中央線側から直接進入できるような誤解を招く表記となっています。この作成の主体は三田市です。ですから、誤解を招く表現になっているということをまず伝えていただきたいんですね。

一方で、新病院のアクセスに使われる道路の多くが神戸市なんですね。神戸市域にありますので、もちろん三田市側の道路ももちろんあるんですけども、通行する来院者や周辺住民の安全・利便については、神戸市にも一層関与していただきたいなというふうに考えております。

繰り返しになりますけれども、健康局として、先ほどの少し誤解を招く表記なんかは改めていただくように求めていますし、さらに、先ほどから、今日質問させていただいた北神中央線の渋滞対策、あるいは宅原線の拡幅を巡る課題、加えて周辺住民から寄せられている、さきに申し上げた懸念を踏まえれば、そもそもこの動線計画のままで次の設計段階に進んでいいのかという懸念すら私自身も個人的には持ってます、今。ですからその辺りも含めて、今後やはり開発が進む中で、しっかりと住民の方にも説明をしていただきたいですし、繰り返しになりますけれども、住民の意見を本当に聞いていただいて、ここでふだん生活している方の御意見を一層聞いていただいて、今後の設計に反映するように三田市に求めていますし、お願いいたしますので、どうかよろしくお願いします。今日は要望させていただきますので。

最後なんですけれども、本当1年間、私も健康局の熊谷局長をはじめ皆様に様々な質問をさせていただきました。特に今日新病院については様々な趣旨で質問をさせていただきました。本当にここまで新病院の構想が前に進んできたのは、まさに健康局が熊谷局長中心に三田市とか、また

関係機関との粘り強い協議を重ねていただいて、また、地元住民の意見調整にも1つ1つ丁寧に向き合ってこられた、その積み重ねがあったからこそ今回の立派な——立派なというか、本当に住民の方これ見て本当に待ち望んでられます。病院できるのを待つのも何か変な感じやけどと言いながら、本当に新病院の建設を待ち望んでおられます。ここまで形にしてこられた御尽力に改めて深く感謝を申し上げます。今後は、健康局がこれまで築いてこられた信頼関係、また調整力をさらに生かしていただいて、神戸市民が開院後も安心して暮らし、また新病院を安全に利用できる環境を整えるべく、三田市または関係機関との連携を一層密にさせていただきますようお願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（前田あきら） 他に。

○委員（宮田公子） すみません。よろしくお願いします。1点、樹林葬墓地についてお伺いしたいと思います。

本年3月からの募集を開始されています樹林葬墓地の申込み状況が大変好評というふうに聞いております。募集案内では年間80体程度ということで、申込み多数の場合は抽せんというふうにありました。お聞きしたところ、合葬墓のときも募集を超える申込みが多数あったそうですが、その際全部を許可したというふうにも聞いておりますので、樹林葬においても同じように、ここまで市民ニーズがあるということで、全部許可してはどうかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○熊谷健康局長 御紹介をいただきましたけれども、樹林葬墓地につきましては、3月16日からの募集では80体程度を募集予定数とし、応募多数の場合は抽せんとなることのある旨を御案内しているところでございます。市長会見や様々な報道で取り上げていただいたこともあってか、利用者の関心が非常に高く、まだ募集期間中ではございますが、既に募集予定数を大きく上回る申込みをいただいているところでございます。募集期間が6月5日までとされておりますので、最終的な申込み状況を踏まえて、今年度の受入れ数を判断したいというふうに考えております。

○委員（宮田公子） ありがとうございます。先日ちょっと行かせていただいたんですけども、入り口が分かりにくいとお伺いしていましたが、やっぱり分かりにくくて、初めて行ったものからです、車が1台入れるスペースから入っていきましかつ、でも入ると本当にすばらしい、初めてひよどり森林公園というのに行かせてもらって、ほかにも散策したいなという気分になるような本当すばらしいところでしたし、他都市では、こういう公園の中にこういう樹林葬というのは例がありませんというふうにお伺いしましたし、私のほうにも結構問合せがあるぐらい、市民の方も本当に関心が高いんだなというのも実感しておりますので、ぜひまた全部許可していただければと思います。またよろしく願いいたします。

○委員長（前田あきら） 他に。

（なし）

○委員長（前田あきら） 他に御質疑がなければ、健康局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様におかれましては、健康局が退出するまでしばらくお待ち願います。

○委員長（前田あきら） それでは、これより意見決定を行います。

まず、陳情第194号「神戸市市民後見人候補者等登録要綱」第3条(9)の改正に関する陳情に

ついて、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（植中雅子） 陳情第194号は、自由民主党は不採択とさせていただきます。

まず、陳情事項の1です。神戸市市民後見人候補者等登録要綱第3条第9号の欠格事項から後見人活動をしている団体の所属者を取り除くことについて、本市における市民後見人の活動は個人が行う地域福祉活動の一環と捉えており、活動報酬を前提としない点において、専門職や団体・法人による後見活動とは異なること。また、選任後は、市社会福祉協議会が関係機関と連携しながら活動を支援することも本市における市民後見人の活動の1つであること。さらには、まだ後見人活動以外にも相談員として市民相談を行う、あるいは広報活動に参加するなど、制度の利用促進についても重要な役割を果たしていることから、他団体での活動の重複というのは難しいと考えており、要綱の変更は考えていないとの当局の説明を了といたします。

陳情事項2、市民後見人候補者養成講座の応募資格の欠格事項から後見人活動をしている団体の所属者を取り除くことについては、本市の市民後見人候補者養成研修は、専門的な知識を持たない人を市民後見人として、個人で後見活動が実施できる水準に養成することを目的としておりまして、養成活動の市民の受講を対象としております。団体に所属して後見業務に携わっている方は、既に後見活動の知見を習得して活動されておりまして、養成研修への応募の対象外としているもので、養成研修の募集要項の変更は考えていないとの当局の説明を了とし、不採択といたします。

○委員長（前田あきら） 公明党さん。

○委員（堂下豊史） 陳情第194号神戸市市民後見人候補者等登録要綱の改正に関する陳情については、当局の説明を了として、不採択を主張いたします。

○委員長（前田あきら） 日本維新の会さん。

○委員（外海開三） 日本維新の会は、陳情194号について不採択といたします。

理由は、陳情事項1について、市民後見人の活動は、個人が行う地域福祉活動の一環と捉え、活動報酬を前提としない点において、専門職や団体・法人による後見活動とは異なり、選任後、市社会福祉協議会が関係機関と連携しながら活動を支援することも、本市における市民後見人活動の特徴の1つである。また、後見人活動以外にも成年後見支援センターが実施する広報活動に参加するなど、制度の利用促進についても重要な役割を果たしており、これらの役割に注力するためには、他団体での活動を並行して行うことは難しいと考え、要綱の変更は考えていないとの当局の見解を了とします。

陳情事項2については、本市の市民後見人候補者養成研修は、専門的な知識を持たない人を市民後見人とし、個人で後見活動が実施できる水準に養成することを目的としており、養成段階の市民を受講対象としていることから、養成研修の募集要項の変更は考えていない。以上の当局の見解を了として不採択といたします。

○委員長（前田あきら） 日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 日本共産党は採択を主張します。

陳情事項1の市民後見人と団体所属の人を取り立てて分ける必要は全くないわけで、別に強制するわけでも何でもないですから、認めたらいいと思います。

それから、陳情事項2の養成講座についても、これは広く養成講座の内容を、ほかにもセミナーやるって言うてるんですからね、別に来ていただいてもいいし、取りあえず市民後見人の活動

を広げたいという思いは当局も持っておられるので、何らこの陳情がそれにプラスになることはあってもマイナスにはならないので、採択を主張します。

○委員長（前田あきら） こうべ未来さん。

○委員（川内清尚） こうべ未来は不採択です。

陳情第1、第2とも当局の答弁を了として不採択といたします。

○委員長（前田あきら） 新しい自民党さん。

○委員（岡田ゆうじ） 該当の文言の日本語としての表現に誤りがあるので訂正をするということを当局は今日明言をされたわけではありますが、表現にも瑕疵があるので、当然見直されるべきなんです。内容としても、やはり排除する理由がほとんど明確なものとしてなかったように思います。何でも神戸市が全て市民と協働しないで、神戸市のテリトリーで自分たちの囲い込みでやるという、いわゆる神戸モンロー主義の典型のような話でありますから、少しずつこういうことは見直していかないといけないというふうに思います。採択を主張します。

○委員長（前田あきら） 以上のように、各会派の御意見は採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（前田あきら） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で意見決定は終了いたしました。

次に、公明党さんより、決議を発議したいとの申出をあらかじめお聞きしておりますので、御協議いただきたいと存じます。

文案を御用意されているということですので、委員の皆様にお配りさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（前田あきら） お願いします。

それでは、公明党さん、御説明をお願いいたします。

○委員（堂下豊史） まず、今日はありがとうございます。まず、お手元に今お配りいただいた感謝決議案の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきたいと思いますので、私のほうから朗読をさせていただきます。

神戸市立医療センター中央市民病院救命救急センターの12年連続全国評価第1位達成に対する感謝決議案。

厚生労働省が全国の救命救急センターを対象に実施した評価において、神戸市立医療センター中央市民病院救命救急センターが2014年から12年連続で第1位を達成されたことに対し、神戸市会は大変なる敬意と感謝の意を表する。

同センターは1日24時間、1年365日、医師・看護師をはじめとする全ての医療従事者の崇高な使命感と日々の尽力により、重篤な患者の受入れに全力で取り組み、極めて高度かつ迅速な医療を提供するとともに、地域医療の最後のとりでとして市民の命と健康を守り続けている。その不断的な努力と献身は全国の模範となるものであり、神戸市民の誇りである。よって、本市会は市民を代表してその功績を広くたたえとともに、引き続き市民の安心・安全の確保に資するよう支援することを表明する。神戸市会。ということで、今朗読させていただいたんですが、なぜ12

年なのかと、10年でなくなぜ12年なのかというお気持ちを持たれているかもしれませんので、その辺り少し補足をさせていただきますと、全国の312施設の中で12年連続第1位というのは、中央市民病院だけであるというのが理由の1番なんですけども、やはりここ近年の物価高、あるいは医師の働き方改革など、全国どの病院も厳しい環境に置かれている中、それでも毎年結果を出し続けていただいていることに対して感謝を示したいなという気持ちから、今回の決議案の御提案に至った次第です。

以上の説明させていただきます。

○委員長（前田あきら） 以上のとおりであります、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（植中雅子） 賛成させていただきます。

○委員長（前田あきら） 日本維新の会さん。

○委員（外海開三） 特段反対するものでもないので、賛成といたします。

○委員長（前田あきら） 日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 賛同します。

○委員長（前田あきら） こうべ未来さん。

○委員（川内清尚） 賛同します。

○委員長（前田あきら） 新しい自民党さん。

○委員（岡田ゆうじ） 大変意義深い御提案をいただいたと思います。もちろん賛成であります。

○委員長（前田あきら） 全会派御異議がありませんので、本決議案については、この後、本委員会に委員を出しておられない躍動の会さん、つなぐさん及び無所属議員さんにも御意見をお伺いの上、議員提出議案として提出したい旨を市会運営委員会に申し出たいと存じますので、各会派内で御周知いただきますようお願いいたします。

○委員長（前田あきら） 本日御協議いただく事項は以上であります。

この際、委員の皆様申し上げます。

現在の委員による本委員会は、本日が最後になろうかと存じますので、私と副委員長から一言ずつ御挨拶を申し上げたいと思います。

このたび初めて委員長を拝命いたしました、副委員長をはじめ委員の皆様方に御協力をいただきまして、大過なく役割を終えることができました。議会事務局の皆様にもお礼申し上げます。

今期は、基本計画に合わせた分野計画改定の時期でもあって、委員の皆様から活発な議論が交わされました。本委員会では実地視察や行政調査も行い、環境分野では容器包装プラスチック一括回収に足を踏み出したほか、物価高における市民の負担軽減にも活発な議論が本日交わされ、先ほど国民健康保険料の引下げの検討の方向性も示されたところです。健康分野でも、先ほど委員の御発議により、市民病院への支援を表明する感謝決議が全会派の御賛同により取りまとめられ、市会運営委員会に送付されたところであります。

結びになりますが、神戸市が住民福祉の向上という公共の役割を發揮されるよう、委員の皆様方の一層の御活躍を心から祈念をいたしまして御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副委員長（浅井美佳） この1年間、円滑な委員会運営に御協力いただきまして誠にありがとうございました。副委員長という大役をお預かりする中で、委員長そして委員の皆様、そして事務

局の皆様に変えられながらここまで成し遂げることができました。心より感謝申し上げます。先ほど委員長がおっしゃられましたように、神戸市としても初めての取組や改定も多く、議論の幅も大変幅広かったように思っております。今後も本委員会での議論を生かしながら市民の皆様にとってよい市政とは何かというものをここにいらっしゃる皆様１人１人と今後も議論を重ねて前へ進めていけたらなと思っております。本当にありがとうございました。（拍手）

○委員長（前田あきら） 本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後３時13分閉会）